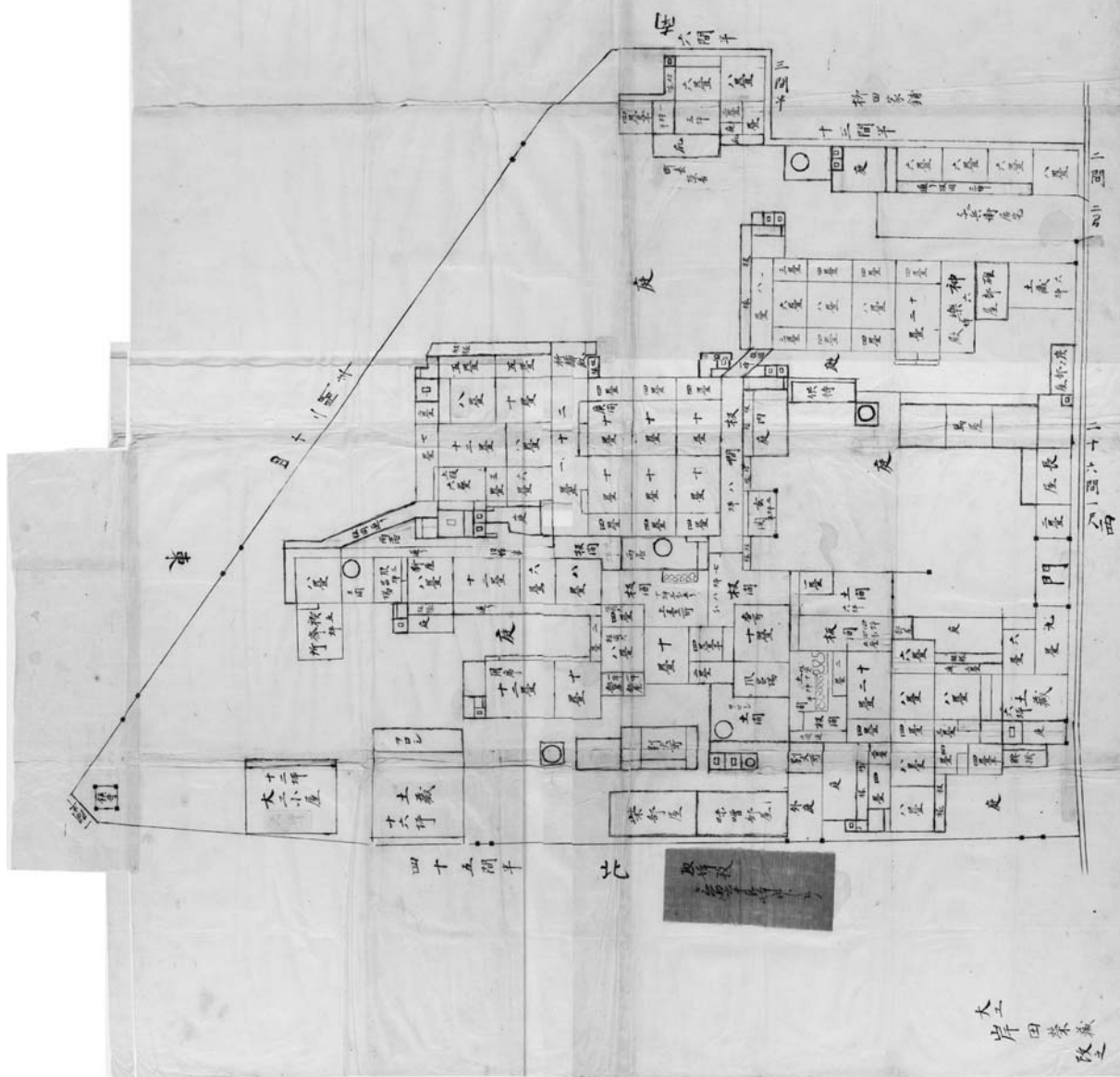


三重県総合博物館資料叢書

Mie Prefectural Museum Collection Report No.10

No.
10



内宮御師山本大夫家文書

ごあいさつ

三重県総合博物館 (Miemu) は、まもなく開館一〇年目を迎えます。今年度は、入館者数も二〇〇万人を超えるなど、順調に推移しました。これも多数の皆様が、企画展をはじめ、各種イベントにご来館、ご利用いただいた賜物であると、厚くお礼申し上げます。

『三重県総合博物館資料叢書』は、調査・研究の一環として資料調査成果や資料目録、および資料翻刻などを掲載し、皆様のご利用に供することを目的として編集しております。今回は、当館が所蔵する内宮御師山本大夫家の文書(『山本家文書』)を取り上げ、資料目録と主要資料の翻刻を掲載しました。

この『山本家文書』は、『三重県史』の編さん過程で収集された文書群で、『三重県史』の編さん事業完了とともに当館に移管されました。山本大夫は、江戸時代には徳川将軍家の御師であり、また、伊勢神宮の式年遷宮を復活させたことで知られる清順上人縁故の慶光院とも深い関わりがあった家として知られています。

資料叢書は、当館が所蔵する資料の翻刻や目録などを中心に、引き続き編集、刊行していく予定です。本書が、三重県の歴史や文化、自然についての研究に寄与できれば幸いです。

今後とも、より魅力的な博物館となることを目指して活動が続けてまいりますので、皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

令和六年三月

三重県総合博物館

館長 守屋 和幸

目次

あとがき	資料解説	目録	翻刻	凡例	目次	ごあいさつ	口絵
.....78	75	65	1				

凡 例

一、本冊は、『三重県総合博物館資料叢書』No. 10として、当館所蔵の「山本家文書」の目録を掲載するとともに、主要資料を翻刻したものである。

一、資料の配列は、目録の資料番号順とした。

一、翻刻にあたっては原本の体裁を重んじるよう努めたが、一部改めたものもある。

一、使用漢字は、固有名詞を除き原則として常用漢字を用い、それ以外は正字を採用したが、俗字・異体字・略字等をそのまま用いたものもある。

一、変体仮名は一部現行仮名に改めたが、原本体裁を尊重する観点からそのままとした。

一、収録にあたって、以下のような表記を用いた。

(1) 適宜、読点、並列点を付した。

(2) 虫損、破損による判読不能文字は、字数の判明する場合は□で、文字数が不明の場合は「」で示した。

(3) 墨消し文字は■で、見せけち文字は二重抹消線で表記した。

(4) 本文以外の文字は「」に入れ、(包紙)(端裏書)(奥書)などと注記した。

(5) 人物比定などの編者の注記は、()に入れて適宜配置した。

(6) 文字に疑義がある場合は(カ)或いは(ママ)と注記した。

一、本冊の翻刻、編集、解説は当館学芸員的小林秀が行った。

翻

刻

一.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 源大納言」

宝曆十三年十一月廿七日 宣旨

正五位下荒木田末清

宜叙從四位下

藏人權左中弁藤原伊光 奉

二.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 右大將」

文化八年正月十一日 宣旨

從四位下荒木田末固神主

宜叙從四位上

藏人頭右大弁兼中宮亮藤原建房 奉

三.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 大炊御門大納言」

宝永七年十二月二日 宣旨

荒木田末高

宜叙從五位下

藏人頭左中弁藤原尚長 奉

四.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 日野大納言」

安永六年正月十一日 宣旨

從五位下荒木田守貴

宜叙從五位上

藏人左少弁兼右衛門權佐藤原賴熙 奉

五.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 御炊御門大納言」

宝永七年十一月十一日 宣旨

從五位下荒木田末辰

宜叙從五位上

藏人頭左中弁藤原尚長 奉

六.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 新大納言」

明和八年四月廿八日 宣旨

從四位上荒木田末清神主

宜叙正四位下

藏人左少弁藤原謙光 奉

七.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 源中納言」

天保六年正月廿七日 宣旨

荒木田末透

宜叙從五位下

藏人權右中弁兼右衛門權佐皇太后宮大進藤原愛長 奉

八.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 正親町大納言」

安永九年十二月四日 宣旨

從五位上荒木田末茂

宜叙正五位下

藏人右中弁兼右衛門權佐藤原頼熙 奉

九.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 皇太后宮權大夫」

文政十三年正月十一日 宣旨

從五位下荒木田末邦

宜叙正五位上

藏人頭右中弁兼皇太后宮亮藤原隆光 奉

一〇.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 權大納言」

文化十四年九月廿一日 宣旨

從四位上荒木田末固神主

宜叙正四位下

藏人頭左中弁兼中宮亮藤原經定 奉

一一.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 源大納言」

明和二年正月十一日 宣旨

從四位下荒木田末清神主

宜叙從四位上

藏人左中弁藤原伊光 奉

一二.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 花山院大納言」

寛政二年正月十一日 宣旨

正五位下荒木田末固

宜叙從四位下

藏人右少弁藤原宣家 奉

一三.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 醍醐大納言」

享保八年十月七日 宣旨

正六位上荒木田末禮

宜叙從五位下

藏人右中弁兼左衛門權佐藤原俊将 奉

一四.

(端裏書)

「口」宣案」

「上卿 西園寺大納言」

安永四年正月十一日 宣旨

從五位上荒木田末延

宜叙正五位下

藏人權右中弁藤原謙光 奉

一五.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 大炊御門大納言」

享保二十年十一月三日 宣旨

從五位上荒木田末高

宜叙正五位下

藏人右中弁藤原規長 奉

一六.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 大炊御門大納言」

宝永八年二月廿二日 宣旨

荒木田末信

宜叙從五位下

藏人頭右大弁藤原尚房 奉

一七.

(大中臣千長)
下 太神宮司

可早任 宣旨從神事

權称宜荒木田神主末禮榮爵事

副下口 宣案一通

右、被 仰下之旨如此、位記未到之間、且可從神事之由、可令相触神宮之
狀如件、以下

享保八年十月七日

祭主神祇大副大中臣朝臣 (德忠)
(花押)

※次第施行狀を欠く。

一八.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 新大納言」

明和八年四月廿八日 宣旨

從五位下荒木田末延

宜叙從五位上

藏人右少弁藤原謙光 奉

一九.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 源中納言」

嘉永六年正月三十日 宣旨

從四位下荒木田經世神主

宜叙從四位上

藏人頭左中弁藤原光愛 奉

二〇.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 皇太后宮權大夫」

文政十二年四月五日 宣旨

荒木田末邦

宜叙從五位下

藏人頭右中弁兼皇太后宮亮藤原隆光 奉

二一.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 中山大納言」

延享四年九月廿一日 宣旨

從五位上荒木田神主末清

宜叙正五位下

藏人右少弁兼右衛門權佐藤原益房 奉

二二.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 皇太后宮權大夫」

天保三年正月十一日 宣旨

正四位下荒木田經得神主

宜叙正四位上

藏人頭左近衛權中將兼美作權守源重基 奉

二三.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 皇太后宮權大夫」

天保二年正月十一日 宣旨

正四位下荒木田末固神主

宜叙正四位上

藏人頭右中弁兼皇太后宮亮藤原隆光 奉

二四.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 權大納言」

文政七年九月廿五日 宣旨

荒木田末彬

宜叙從五位下

藏人頭左中弁藤原共福 奉

二五.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 德大寺中納言」

嘉永二年八月四日 宣旨

正五位下荒木田經世

宜叙從四位下

藏人頭右大弁藤原俊克 奉

二六.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 右大將」

弘化三年正月十一日 宣旨

從五位下荒木田經世

宜叙從五位上

藏人頭左中弁藤原俊克 奉

二七.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 右大將」

享保十年正月十一日 宣旨

從五位下荒木田神主末高

宜叙從五位上

藏人左中弁藤原資敬 奉

二八.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 新大納言」

明和八年四月廿八日 宣旨

荒木田秀經

宜叙従五位下

藏人左少弁藤原謙光 奉

二九.

(遷宮) (相論) (往昔)

伊勢内宮外宮正せんくうぜんごそうろんの事、わうじやくのしんじやうに
まかせ、内宮りうんのおもむききこしめされおはん、ことさらてんがうかゝ
ひ申ざるゝところ、もつとも内宮りうんたるへきのむね申入らるゝの事、
げぢせらるへきのでうくたんのことし

てん正十三ねんのち八月廿三日 さ中将

しるのゝ殿

三〇.

伊勢りやうくう正せんくうの事、先例にまかせとりおこなふへき者也

慶長八年九月九日

御朱印

(徳川家康)

けいくわう院上人

三五.

覚

一、去ル巳ノ四月、中村領高田ニおゐて、致買得候田地之内六斗三升代ニ
ヶ所、買得後外ニ而取り候へ者、右之田地古来ハ六斗代之由、依而古来
之通六斗代ニ致し置度、中村地下へ以書付相頼申候草案如左

御頼申上候口上

一、去ル巳ノ四月、其御地下領高田沖ニ而致買得候田地三ヶ所之内二ヶ所、
六斗三升代之算用を以致買得候得共、以来六斗代ニ致し呉候様、百姓相
頼候、依而以来六斗代ニ致し置度候、右之段御聞済被下候様御頼申上候、

然者右之田地ニ付入用金有之候節者、六斗代之割を以差出可申候間、左
様ニ思召可被下候、為其如斯ニ御座候、以上

寛政十戊午年九月十九日 宇治 養徳寺 永宗印

中村年寄方内意

去年双方届之節、地下役人不吟味之儀有之間、百姓方預分之御書付ニ被成候様ニと
の事ゆへ、右之通相認候也

三六.

覚

一、右相済山本大夫宅

出御之節、同人親類之者其外並居、御通掛於玄関

御目見、披露奏者番相済、玄関方

御興ニ被為 召、

内宮一之鳥居ニ而

御下乗、此節長門守并山本大夫 御先立仕、春木大夫茂上下ニ而御供仕と

の御ヶ条

右延享年中御参

宮被為済、朝熊岳江御越

出御之節、於玄関親類之者、家来之者、其外長官神主惣代年寄惣代并役

人、御通掛奉御目見、御披露有之候趣、引留ニ相見申候、今般御参

宮被為済、二見浦江御越、出御之節、於玄関親類之者其外並居、御通掛

奉

御目見、御披露被成下候様、仕度奉願候、以上

(延享年中九) 四月 山本大夫

三七.

(包紙)

「奉納銅章 瀧川文六太伴弘濟」

藩内瀧川將監大伴徳美性博古好愛、異器有銅章数枚、其一得之城市中面刻

内宮政印之字蓋上古之物也、遂珍藏之以歷嗣子清右衛門弘道、及其子文

六弘濟、弘濟謂是

神器也、伝于家而無用不如、復其所而有為也矣、会有

詔国家遣武官守衛

両宮、弘濟與焉乃因社人山本太夫以納此璽於

内宮御庫繫以詩嘉謀代之作

太古銅龜印自剗何時艸味出人間無疆寿鈕靈如此左顧鑾川識所還

元治元年甲子秋九月 尾藩 吉田嘉謀謹具

三九.

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例令勤職掌、以奉行

元文二年七月廿三日

大司正五位下行神祇少副大中臣朝臣 (花押) (長矩)

權大司

少司

(繼目裏書)

「元文二年七月廿五日 氏包 (花押)」……………

宮奉行、祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、為令供

奉神事、差權祢宜荒木田神主氏包、御巫内人奉行如件、以奉行

之

到来

元文二年七月廿五日

祢宜正三位行荒木田神主

(花押) (經豊)

祢宜從三位行荒木田神主

(花押) (守敬)

祢宜正四位上荒木田神主

(花押) (守秀)

祢宜正四位上荒木田神主

(花押) (經林)

祢宜正四位上荒木田神主

(花押) (守和)

祢宜從四位上荒木田神主

(花押) (氏時)

祢宜從四位上荒木田神主

(花押) (守亮)

祢宜從四位上荒木田神主

(花押) (經行)

祢宜從四位上荒木田神主

(花押) (守淳)

祢宜從四位下荒木田神主

(花押) (守福)

※祢宜連署部分と紙繼目に「内宮政印」の朱印あり。
※祭主下文を欠く。

四〇.

伊勢両宮しやうせんくうの事、慶長八年九月九日先判のむねにまかせ、とりおこなふへき者也

寛永二年十二月十五日 御朱印

しゆせい上人

(裏書)

「右之本紙ハ、天和元極月十三日之夜半御炎上ニ付、御造宮御願ニ付神宮年寄申方、名代下候て、当寺方依田造酒と同藏人同十九日二下シ候時、

江戸へ持参

御編旨四通 御朱印四通之内也、仍而写留者也

天和元極月十九日

四二.

こんと両宮正せんくうの事、げんぢうのたん、いよくもつて天下あんせ (嚴重)

（珍重）
んのいたり、ちんちやうにおほしめし候、しかしながら、当于時さたし申
（美目）
の条ミもくこれにすぐへからす候、なをこんきをぬきんすへきのよし、

てんきのところ候なり、よつてしゆたつたんのことし

天正十三年十二月六日 左中将御判

慶光院しゆ養上人御房^{ぼう}

※端裏に貼紙の痕跡あり。

四三.

（包紙）

「伊勢安芸郡久知野村 御墨判 明和三丙戌年三月□□日 内宮 山本大
夫 御朱印箱に預置」

（端裏書）

「家綱公」

伊勢国三重郡生桑村之内式百石事、新寄附之訖、内宮山本大夫全收納、永
不可有相違者、可抽国家安泰之懇祈者也

寛文九年二月朔日

御朱印

※包紙と本文は異なる。

四四.

（包紙）

「口宣案 荒木田末信 改末夷」

（端裏書）

「口 宣案」

「上卿 醍醐大納言」

寛保二年正月九日 宣旨

從五位下荒木田末清

宜叙從五位上

藏人右中弁藤原頼要 奉

※包紙と本文は異なる。

四六.

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例令勤職掌、以奉行

天保五年十二月十日

大司正五位下行神祇少副大中臣朝臣（花押）^{（長福）}

權大司

少司

（繼目裏書）

……「天保□□」（花押）……

※紙繼目に「内宮政印」の朱印あり。

※祭主下文と称宜施行状を欠く。

四七.

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主末邦

右人、補任 皇太神宮權祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、

以下

文政十二年二月廿八日

祭主正三位行神祇大副大中臣朝臣（花押）^{（光忠）}

※宮司施行状、祢宜施行状を欠く。

四八.

掛毛畏幾伊勢度会乃五十鈴乃川上仁御坐

天照皇太神乃宇津乃広前仁權中納言從三位源朝臣宗直恐美恐^美申久

皇御神靈德於奉仰天来詣留所乃志願者天下弥昇平仁我所奉仕

大樹君益安泰仁 御代天地止共仁無窮儲君及 賢孫君壽福日新仁月盛仁光
榮江御坐 両公達並仁 姫君乃百祥尚豊仁志 上仁美下安久 嘉運永久仁
常磐堅磐仁弥榮志賜比夜乃守日乃守仁護幸比賜止江奉祈誠乎平久安久聞食止申
延享元年四月九日

五〇・

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主尚延

右人、補任 皇太神宮権祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、
以下

明和元年十二月一日

祭主正四位下行神祇大副兼左京大夫伊勢権守大中臣朝臣 (季忠) (花押)

……

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例令勤職掌、以奉行

明和元年十二月八日

大司正四位下行神祇権少副大中臣朝臣 (長堯) (花押)

権大司

少司

(繼目裏書)

……「明和元年十二月十日 尚友 (花押)」……

宮奉行、祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、為令供

奉神事差権祢宜荒木田神主尚友、御巫内人奉行如件、以奉行之

到来

明和元年十二月九日

祢宜正三位荒木田神主 (守秀) (花押)

祢宜從三位荒木田神主 (守和) (花押)

祢宜正四位上荒木田神主 (經行) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守淳) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守福) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守脩) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (氏彦) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (經高) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (氏倫) (花押)
祢宜正四位下荒木田神主 (經相) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (花押)

※施行狀の繼目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

五一・

(端裏書)

「御朱印御改御役 石川近江守様

根来民部様江充書付也」

覚

渡辺下総守殿 御支配所

黒川丹波守殿

内宮 御師

山本大夫

高二百石

嚴有院様 御朱印一通 寛文九年二月朔日

常憲院様 御朱印一通 貞享二年六月十一日

右之外 御朱印所持不仕候

享保二年三月

宿靈岸嶋新川通

慶光院屋敷

五二.

(包紙)

「良純親王江被遣

御綸旨

同へ御知行 御朱印」

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 日野大納言」

寛永六年二月四日 宣旨

無品親王良純

宜為二品親王

藏人右中弁藤原俊完 奉

五三.

(端裏捻封ウワ書)

「

法迦房

(墨引跡) 池永主税様

「 児島佐渡 」

猶々、最前願上ケ申候刻、申上候寸法相違、切角 御染筆之上へ、先進し申候、以上

内々 有栖川宮様へ 御筆御神号御願執申、宜達 公聞、則被染御筆、必可被下所、去々月迄ハ御遠慮之義有之、御延引被遊候、頃日 御神事可有御執行、御染筆必被下候、稀有之御事ニ候間、御大慶御尤候、恐惶謹言

七月十九日 為隆(花押)

五四.

伊勢国多気郡磯村之内百石、如先規出置之者也、仍如件

慶長十九年六月廿二日御朱印

内宮

周清上人

五五.

永代うり渡申候屋敷之文書新法券文事

合壺所 在所者上之切也

右此屋敷之事者、筒屋堪五郎久雖知行申候、依有急用之子細、魚や六郎二郎殿を為仲人と、櫛や宗二郎方へ直錢四貫文にうり渡申候所実正明鏡也、於此屋しきに、万一もし天下一同之大法地起行申候共、一言之違乱煩申者あるましく候、末代為証文如此申渡候

天文十七年 つちのへとし 十月二日 さるの

ひかしハ柳や殿やふのさいめをかきり

みなミハたちのけたやの后室の屋しきさいめをかきり、西ハ海道也、同北も柳や殿屋しきさいめをかきり、西のひろさ三間二尺、おくへ者十五間也かいぬしくしや宗二郎方へ渡申候

うりぬし筒や堪五郎

ひけいの仲人魚や六郎二郎(略押)

五六.

両宮正せんくう御代々のしだい

一、ごんげん様御しゆゐん けい長八ねんう九月九日

内宮 山ぐちまつり けい長九ねんたつのち八月廿一日

外くう山口まつり 同とし のち八月廿四日

内宮 御神うつし 同けい長十四ねんとり九月廿一日

外宮 御神うつし 同とし 九月廿七日

右、けい長八ねんうのとしより同十四年とりのとしまで、このあひた七ねんなり

一、けいとく院様御しゆゐん くわんゑい二ねんうし十二月十五日

内宮 山くちまつり くわんゑい三ねんとら後四月廿九日

外宮 山口まつり

同とし

のち四月廿九日

内宮 御神うつし

くわんゑい六ねんミの九月廿一日

外宮 御神うつし

同とし

九月廿三日

右、くわんゑい二ねんうしのとしより同六年ミのとしまで、此あ

ひた五ねん也

一、大ゆふ院様御しゆゑん くわんゑい廿一ねんさる四月五日

内宮 山口まつり

くわんゑい廿一ねんさる六月十一日

外宮 山口まつり

同とし

六月十一日

内宮 御神うつし

慶あん二ねんうしの九月廿五日

外宮 御神うつし

同とし

うし 九月廿七日

右、くわんゑい廿一ねんより慶あん二ねんまで、此あひだ六ねん
なり

いせ

慶光院

五七.

伊勢国三重郡生桑村之内貳百石事、新寄附之訖、内宮山本大夫全收納、永
不可有相違者、可抽国家安泰之懇祈者也

寛文九年二月朔日

御朱印

五八.

覚

佐野豊前守殿

御支配所

渡辺下総守殿

伊勢 内宮 御師

山本大夫

一、嚴有院様 御朱印一通

一、常憲院様 御朱印一通

右、御神領貳百石

六月十六日

宿靈峯嶋新川通慶光院屋舗

五九.

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主末高

右人、補任 皇太神宮権祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、

以下

宝永七年十一月廿二日

祭主従二位行神祇大副大中臣朝臣 (景忠) (花押)

六〇.

(端裏書)

「山本縫殿助六位補任」

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主末禮

右人、補任 皇太神宮権祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、

以下

享保八年九月十六日

祭主従二位行神祇大副大中臣朝臣 (徳忠) (花押)

……

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例令勤職掌、以奉行

享保八年九月十九日

大司從四位下行神祇少副大中臣朝臣(千長)
(花押)

權大司

少司

………
(繼目裏書)
「享保八年九月十九日
(荒木田氏包)
(花押)」………

宮奉行、祭主下知司奉行如右、依任式文祓清後家雜罪、為令供奉神

事差權祢宜荒木田神主氏包、御巫内人奉行如件、以奉行之

到来

享保八年九月十九日

祢宜正三位行荒木田神主(經光)
(花押)
祢宜從三位行荒木田神主(永親)
(花押)
祢宜正四行上荒木田神主(守夏)
(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(守世)
(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(經豐)
(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(守敬)
(花押)
祢宜正四位下荒木田神主(永春)
(花押)
祢宜從四位上荒木田神主(守秀)
(花押)
祢宜從四位上荒木田神主(定香)
(花押)
祢宜從四位上荒木田神主(花押)
祢宜從四位下荒木田神主(經林)
(花押)

※紙繼目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

六一・

司符 皇太神宮神主

可早任 宣旨等且令從神事

荒木田神主經發祢宜職事

副下 宣旨一通・官狀一通・祭主下知一通

右、去月十七日 宣旨偈、同日官狀偈、同日祭主下知偈、子細云具也、

仍副下符如件、神主宜承知、依件行之、以符

元治二年四月四日

大司從三位行神祇權大副大中臣朝臣(長量)
(花押)

權大司

少司

………
(繼目裏書)
「元治二年四月七日 弘(荒木田氏担)
(花押)」………

宮奉行、宣旨口 宣案并祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家

雜罪、為令供奉神事差權祢宜荒木田神主弘坦、御巫内人奉行如件、

以奉行之

到来

元治二年四月七日

祢宜從二位荒木田神主(氏朝)
(花押)
祢宜從三位荒木田神主(守重)
(花押)
祢宜從三位荒木田神主(守堅)
(花押)
祢宜從三位荒木田神主(守宣)
(花押)
祢宜從四位上荒木田神主(氏命)
(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(守胤)
(花押)
祢宜正四位下荒木田神主(泰綱)
(花押)
祢宜從四位上荒木田神主(氏憲)
(花押)
祢宜正五位下荒木田神主(定潔)
(花押)
祢宜從五位上荒木田神主(經光)
(花押)

※祭主下文を欠く。

※紙繼目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

六二.

荒木田神主末清榮爵之事、口 宣案并祭主下知如此、仍進覽之、可令存知給候、恐々謹言

八月十九日

大宮司 (大中臣長矩) (花押)

謹上内一三位殿

(繼目裏書)

……「元文二年八月廿二日 氏口 (花押)」……

宮奉行、口 宣案并祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、

為令供奉神事差權祢宜荒木田神主氏包、御巫内人奉行如件、以奉行之

到来

元文二年八月廿二日

祢宜正三位行荒木田神主 (經豐) (花押)
祢宜從三位行荒木田神主 (守敬) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (經林) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守秀) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (氏時) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (守充) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (經行) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (守淳) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (守福) (花押)
祢宜從四位下荒木田神主 (花押)

※祭主下文を欠く。

※紙繼目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

六三.

庁宣 清酒作内人等

正六位上荒木田末辰

右人、補任清酒作内人末朝解任職、因准傍例、可令勤仕神事番直之状、所宣如件、傍内人宜承知、依件行之、以宣

元禄二年八月七日

太神宮一祢宜正三位行荒木田神主 (經盛) (花押)

六四.

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例令勤職掌、以奉行

安政五年十二月六日

大司正四位下行神祇權大副大中臣朝臣 (長量) (花押)
權大司
少司

※紙繼目に「内宮政印」の朱印あり。

※紙繼裏に「安政五年十二月七日 弘 (花押)」とあり。

※本文書、次号文書に続く。祭主下文を欠く。

六五.

宮奉行、祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、為令供

奉神事差權祢宜荒木田神主弘孚、御巫内人奉行如件、以奉行之

安政五年十二月七日

祢宜從三位荒木田神主 (氏朝) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (氏重) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (定制) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (花押) (守堅)
祢宜正四位下荒木田神主 (花押)

祢宜正四位下荒木田神主^(守宣)
祢宜^(花押)
祢宜正四位下荒木田神主^(氏命)
祢宜^(花押)

祢宜
祢宜
祢宜

※紙継目裏に「安政五年十二月七日 弘^(花押)」とあり。
※本文書、六四号に続く。

六六、

下 太神宮司

可早任 宣旨令從神事

權祢宜荒木田神主尚延榮爵事

副下口 宣案一通

右、被 仰下之旨如此、位記未到之間、且可從神事之由、可令相触神宮之
狀如件、以下

明和元年後十二月廿五日^(季忠)
祭主神祇大副大中臣朝臣^(花押)

六七、

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主末清

右人、補任 皇太神宮權祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、以
下

元文二年七月十五日

祭主從三位行神祇太副大中臣朝臣^(和忠)
祭主^(花押)

六八、

「^(包紙ウツ書)
口宣案

權祢宜補任狀

荒木田末邦

下 太神宮司

可早任 宣旨令從神事

權祢宜荒木田神主末邦榮爵事

副下口 宣案一通

右、被 仰下之旨如此、位記未到之間、且可從神事之由、可令相触神宮之
狀如件

文政十二年四月五日

祭主神祇大副大中臣朝臣^(光忠)
祭主^(花押)

七〇、

添証文之事

先年御田所預り申候節、差上候百姓手形証文ニ、少々四方境相違候處御座
候ニ付、此度は得相改メ、四方境逐一書記シ、入御覽ニ候、田在所其外文
言等者、指上置候証文之通也

覺御田所四方堺如左

楠部領粗田

一、壱石壱斗代一ヶ所^{東ハ大溝限り 西溝限り}
南山田松野彦右衛門田限り 北蓬萊右兵衛田限り

同領同所

一、五斗五升代一ヶ所^{東大溝限り 南菩提山称住院田限り}
西溝限り 北中村長右衛門田限り

同領海め田

一、六斗代 一ヶ所^{東久世戸大助田限り 南溝限り}
西山田松野彦右衛門田限り 北大溝限り

右之通、少しも相違無御座候、為後日添証文如件

宝曆十三癸未年八月

百姓中村
佐七（印）
請合中村
久左衛門（印）

養徳庵様

御納所

七一・

永代売渡申田地之事

一、在所者、楠部領字ハこの元と申処、納米^{今升}今升五斗五升代

四方境 西ハ中村甚左衛門田地限り
東ハ中村長五右衛門田地限り
北ハ道限り
南ハ溝限り

一、有所者、同領之内字ハ野奇と申処、納米今升六斗代

四方境 西ハ川限り
東ハ道限り
北ハ中村西之坊田地限り
南ハ川限り半分ハ、中村金左衛門田地限り

右之田地、此度円光寺修覆金入用依有之、代金參拾壹兩三步拾貳匁之四分四厘、慥ニ請取永代売渡し申候処実正明白也、右之田地、借金質物等ニも書入置不申、上納等も無御座候、尤古証文者紛失仕候ニ付、別紙絵図相添申候、然ル上者、後日ニ古証文出候共、可為反古候、此度双方方中村地下江帳記仕候上者、少しも相違無御座候、此田地ニ付、万一何方方如何様之六ヶ敷儀出来候共、加印之者我等罷出、急度埒明、少しも其御寺江懸御苦勞申間敷候、為後日売渡し証文如件

売主中村円光寺家来

岩助印

証人円光寺檀家惣代

大西善右衛門印

文化三^丙寅年六月

坂口友右衛門印

口入人 安八印

宇治

養徳寺

御納所

七三・

覚

一、金三拾五兩也

右者、照雲寺普請入用、慥ニ請取申処実正也、仍請取手形如件

弘化四乙未年七月

照雲寺普請掛り

浦田小左衛門（印）

山口友右衛門殿

七四・

御借用申上金子之事

一、金壹兩也

右、御恩借仕候処実正也、返金之義者、来ル十二月中急度御返弁可仕候、万一滞申候ハ、御台所御給金ニ而御請取被遊候へく候、為其如此御座候、以上

子ノ

七月十日

三谷正之進

正富（花押）

友井内藏進様

七五・

祭主下

太神宮司

奏吉崇

右人、補任宮掌大内人職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、以下

安永二年四月十六日

祭主正三位行神祇大副大中臣朝臣（季忠）
（花押）

（継目裏書）

……「巳五月九日」……

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例令勤職掌、以奉行

安永二年五月八日

大司從三位行神祇少副大中臣朝臣(長禰)
權大司

少司

少司

………
〔安永二年五月十二日〕
〔繼目裏書〕
〔荒木田尚友〕
〔花押〕………

宮奉行、祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、為令供奉神
事差權祢宜荒木田神主尚友、御巫内人奉行如件、以奉行之

到来

安永二年五月十一日

祢宜從二位行荒木田神主(守秀)
祢宜從三位行荒木田神主(守和)
祢宜正四位上荒木田神主(守浮)
祢宜正四位上荒木田神主(守脩)
祢宜正四位上荒木田神主(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(氏彦)
祢宜正四位上荒木田神主(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(氏倫)
祢宜正四位上荒木田神主(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(經相)
祢宜正四位上荒木田神主(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(定綱)
祢宜正四位上荒木田神主(花押)
祢宜從四位下荒木田神主(氏式)
祢宜從四位下荒木田神主(花押)

※祢宜施行狀の繼目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

七六・

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例令勤職掌、以奉行

文政七年後八月八日

大司從三位行神祇少副大中臣朝臣(長禰)
權大司

少司

※奥の繼目に「内宮政印」の朱印あり。

※祭主下文、祢宜施行狀を欠く。

七七・

下 太神宮司

可早任 宣旨令從神事

權祢宜荒木田神主末彬榮爵事

副下口 宣案一通

右、被 仰下之旨如此、位記未到之間、且可從神事之由、可令相触神宮之
狀如件、以下

文政七年九月廿五日

祭主神祇權大副大中臣朝臣(光忠)
權大副(花押)

七八・

下 太神宮司

可早任 宣旨且從神事

權祢宜荒木田神主末信榮爵事

副下口 宣案一通

右、被 仰下之旨如此、位記未到之間、且可從神事之由、可令相触神宮之
狀如件、以下

宝永八年二月廿三日

祭主神祇大副大中臣朝臣(景忠)
權大副(花押)

………

荒木田神主末信榮爵之事、口 宣并祭主下知如此、仍獻覽之、可令存知給候、恐々謹言

二月廿八日

大宮司 (大中臣隆亮) (花押)

謹上 内三位殿

…… (紙繼目) (裏花押) ……

宮奉行、口 宣并祭主下知司奉行如右、任式文祓清後家雜罪、為令供奉神事差權祢宜荒木田神主氏雅、御巫内人奉行如件、以奉行

到來玉永八年二月廿九日

祢宜正三位荒木田神主 (守相) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (氏貞) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (經亮) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (永親) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守夏) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (氏風) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守世) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (氏基) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (守有) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (經豐) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (花押)

※紙繼目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

七九.

荒木田神主末邦榮爵之事、口 宣案并祭主下知如此、仍進覽之、可令存知給候、恐々謹言

四月十五日

大宮司 (大中臣長祥) (花押)

謹上内一二位殿

…… (繼目裏書) 「文政十二」四月十六日 尚 (荒木田尚永) (花押) ……

宮奉行、口 宣案祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、為令供奉神事差權祢宜荒木田神主尚永、御巫内人奉行如件、以奉行之

到來

文政十二年四月十六日

祢宜從二位荒木田神主 (經陰) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (守訓) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (經榮) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (守民) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守雅) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守養) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守良) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (經美) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守約) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (花押)
祢宜

※紙繼目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。
※本文書、祭主下知状を欠く。

八〇.

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主末彬

右人、補任 皇太神宮權祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、以下

文政七年閏八月一日

祭主正三位行神祇權大副大中臣朝臣 (光忠) (花押)

八一・

下 太神宮司

可早任 宣旨令從神事

權祢宜荒木田神主末清榮爵事

副下口 宣案一通

右、被 仰下之旨如此、位記未到之間、且可從神事之由、可令相触神宮之
狀如件、以下

元文二年八月十二日

祭主神祇太副大中臣朝臣^(和忠)
(花押)

八二・

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主末辰

右人、補任 皇太神宮權祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、以
下

元禄二年五月廿一日

祭主正三位行神祇大副大中臣朝臣^(景忠)
(花押)

八三・

下 太神宮司

可早任 宣旨令從神事

權祢宜荒木田神主末透榮爵事

副下口 宣案一通

右、被 仰下之旨如此、位記未到之間、且可從神事之由、可令相触神宮之
狀如件、以下

天保六年正月廿七日

祭主神祇大副大中臣朝臣^(光忠)
(花押)

^(繼目裏書)

………「天保六年二月十八日

尚^(荒木田尚寿)
(花押)」………

宮奉行、口 宣案祭主下知如右、司闕、仍任式文祓清後家雜罪、為
令供奉神事差權祢宜荒木田神主尚寿、御巫内人奉行如件、以奉行之
到来

天保六年二月十六日

祢宜正三位荒木田神主^(守訓)
(花押)

祢宜從三位荒木田神主^(經等)
(花押)

祢宜從三位荒木田神主^(守民)
(花押)

祢宜從三位荒木田神主^(守雅)
(花押)

祢宜正四位上荒木田神主^(氏養)
(花押)

祢宜正四位上荒木田神主^(守良)
(花押)

祢宜正四位上荒木田神主^(經美)
(花押)

祢宜正四位上荒木田神主^(守約)
(花押)

祢宜從四位上荒木田神主^(氏朝)
(花押)

祢宜

※紙繼目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

八四・

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主末透

右人、補任 皇太神宮權祢宜職如件、宮司承知、因准先例令勤職掌、以
下

天保五年十一月廿六日

祭主從二位行神祇大副大中臣朝臣^(光忠)
(花押)

八五・

下 太神宮司

可早任 宣旨從神事

權祢宜荒木田神主末辰榮爵事

副下口 宣案一通

右、被 仰下之旨如此、位記未到之間、且可從神事之由、可令相触神宮之
狀如件、以下

宝永七年十月二日

祭主神祇大副大中臣朝臣 (景忠) (花押)

……

……

荒木田神主末辰榮爵之事、口 宣并祭主下知如此、仍猷覽之、可令存知給
候、恐々謹言

十月八日

大宮司 (大中臣隆亮) (花押)

謹上 内一三位殿

(繼目裏書)

……「宝永七年十月九日

(荒木田氏雅) (花押)」……

宮奉行、口宣并祭主下知司奉行如右、依任式文祓清後家雜罪、為令
供奉神事差權祢宜荒木田神主氏雅、御巫内人奉行如件、以奉行之

到来

宝永七年十月九日

祢宜正三位荒木田神主 (守相) (花押)

(氏貞)

祢宜從三位荒木田神主 (花押)

(經晃)

祢宜正四位上荒木田神主 (花押)

(永親)

祢宜正四位上荒木田神主 (花押)

(守夏)

祢宜正四位上荒木田神主 (花押)

(氏風)

祢宜正四位下荒木田神主 (花押)

(氏風)

祢宜正四位下荒木田神主 (守世) (花押)

(氏基)

祢宜從四位下荒木田神主 (花押)

(守有)

祢宜從四位下荒木田神主 (花押)

(經豊)

祢宜從四位下荒木田神主 (花押)

(氏基)

※紙繼目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

八六・

荒木田神主末彬榮爵事、口 宣并祭主下知如此、仍進覽之、可令存知給候、
恐々謹言

十月六日

大宮司 (大中臣長祥) (花押)

謹上 内一二位殿

(繼目裏書)

……「文政七年十月七日

尚 (荒木田尚永) (花押)」……

宮奉行、口 宣案祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、為
令供奉神事差權祢宜荒木田神主尚永、御巫内人奉行如件、以奉行之

到来

文政七年十月七日

祢宜從二位荒木田神主 (經陰) (花押)

(守訓)

祢宜從三位荒木田神主 (花押)

(經榮)

祢宜從三位荒木田神主 (花押)

(守民)

祢宜從三位荒木田神主 (花押)

(守常)

祢宜正四位上荒木田神主 (花押)

(氏養)

祢宜正四位上荒木田神主 (花押)

(守良)

祢宜正四位上荒木田神主 (花押)

(經美)

祢宜從四位上荒木田神主 (花押)

(守約)

祢宜從四位下荒木田神主 (花押)

(氏風)

祢宜

※紙継目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。
※本文書、祭主下文を欠く。

八八・

猶以弥可為御無事珍重候、以上

一筆令啓達候、来年正五九月御祈禱之為御初穂、銀子五枚令進獻之候、弥於 神前御祈念頼入候、恐惶謹言

小出主税

九月十五日

普尚（花押）

山本大夫様参

八九・

（包紙）

「一札」

奉願上口上

内宮御祈禱之御儀、格別之御由緒を以御師職被為 仰付、御国家御安全御武運御長久之御祈禱相勤、難有仕合奉存候、然処者、寅年十二月火災二而居宅不残消失仕、分家山本左近方へ引移、今以同居仕、御祈禱二於而者、聊無間断相勤候得共、 御代替并 御厄年等之節二者、 御城代御方二而御代拝御勤、私宅へ御越二相成候儀も御座候、然処、右同居仕候而者、手狭二而諸事難行届、右等御祈禱を始、御用之儀相勤り不申候而者奉恐入候間、早速御祈禱所を始造立仕、御用向等無滞相勤候様、造立仕度奉存候得共、何分大造成作事、近年之時勢二而難及同力一同心配仕候、依之奉恐入候得とも、右等作事料として、銀札二千両永年賦二而拝借仕候様、奉願上候、右願之通拝借被為 仰付候へ、早速造立仕、諸事 御用向無滞相勤、可申難有仕合奉存候、依而此段御願奉申上候、以上

慶応

——
蘭田彦太郎殿

山本大夫印

九二・

永代譲渡申上檀家之事

一、武州江戸 町々旦数帳面之通

右之檀家、拙者方数代所持仕候処、此度無勘金子入用有之候二付、金子九両貳歩ヲ以、此度其許様江永代御譲申候事実正明白也、然上者、永代其許様可為御所領候、勿論借金之質物等二茂書入不申候、此檀家之儀二付、外方如何様之六ヶ敷儀致出来候共、本人加印共罷出、其許様江少茂御苦勞懸申間鋪候、檀家并名前等御切替被成候節、万一檀中不得心之方茂候得者、本金九両貳歩并利潤八ヶ月一割之勘定ヲ以、元利無滞御返并可申上候、猶又此已後年々御檀廻御祓御納之節、名前御切替被成候迄者、何ヶ年二而茂近藤九郎大夫名前御用ひ可被成候、勿論家名札之儀も、御勝手次第其御家江御懸ケ可被成候、且亦右之檀中江徘徊者勿論、文通等之儀決而仕間敷候、依之此度 御会合所并下館町月行市中江も相届候上者、少茂相滞茂無御座候、依而為後証永代売券証文如件

口入証人

杉谷儀右衛門（印）

親類証人

玉木新左衛門

同断

一ノ木大夫（印）

譲り主

近藤九郎大夫（印）

中川数馬殿

九四、

荒木田尚延事、未延相改度旨別及披露候處、有子細間敷旨、祭主殿被仰候、恐惶謹言

後十二月廿八日

水口駿河

明□（花押）

河合長門

中川八称宜殿

□□（花押）

九五、

山本大学末透叙爵、成敕許口 宣案祭主殿仰下文等、去五日松六称宜方江到来候處、御下文御端書ニ、祭主下 太神宮司与有之候得共、此節司闕ニ候故、三日限を以六称宜方相伺候處、宮司存生中成 敕許候事ニ候得者、不及書改、其儘神宮江相附候様被仰下候との事

九七、

一、伊勢大神宮領之内、可為守護不入事

□□諸々□□□□年寄共可申付事

一、喧嘩口論之儀、堅令停止之訖、若於違犯之族者、双方可処罪科事

一、参宮之輩、可為檀那次第事

一、当分参宮之族者、両宮之内、可任其志師職之由申不可留之事

付両宮之内師職無之者、可為参宮人之心次第事

一、古来相伝之檀那、以才覚不可奪取事

右条々、任慶長八年九月九日・元和三年九月三日両先判之旨、且此度追加訖、弥可相守者也

寛永十二年七月廿八日

内宮二郷

年寄

九八、

一札

円光寺年来所領之田地、高田丸田件三ヶ所、合米高壱石五斗九升三合代、此度当寺修覆入用ニ付、其元相頼養徳寺江金子五拾壱両ニ、其元方永代譲り渡、則金子我等方江慥ニ請取、則村年寄中迄相達申候、然ル上者、此田地ニ付、何方方如何様之六ヶ敷儀出来候共、我等罷出、急度埒明可申候、為後日依而一札如件

寛政九巳年三月

円光寺印

岩助方江

九九、

一札

一、浦田町惣門前之屋舗壱表西北戸田伝兵衛屋敷限り
南太郎館山道限り

但絵図添

右之屋舗我等所持之處、此度要用之儀有之ニ付、樽代金貳拾三両を以、其方江壳渡申所実正明白也、尤此屋敷ニ付、何方之掛合等も無之候間、其方所持可被致候、若外方違論之儀申来候共、右之請人共罷出、急度相濟せ、其方江少茂掛苦勞間敷候、為後日仍而一札如件

親類

堤 左近（印）

天明五年乙巳十月十七日

本人

太郎館大夫（印）

家来証人

浜田新七（印）

同断

八藏（印）

浦田町

田中新右衛門殿

100.

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准傍例令勤職掌、以奉行

元禄二年六月七日

大司從四位下行神祇權少副大中臣朝臣 (花押) (長春)

權大司

少司

…… (繼目裏書) 「元禄二年六月八日 (花押)」…… (荒木田氏敬)

宮奉行、祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清家雜罪、為令供奉神事
差權祢宜荒木田神主氏敬、御巫内人奉行如件、以奉行之

元禄二年六月八日

到来

祢宜正三位荒木田神主 (花押) (經盛)
祢宜從三位荒木田神主 (花押) (守宗)
祢宜正四位上荒木田神主 (花押) (經任)
祢宜正四位上荒木田神主 (花押) (守洪)
祢宜正四位上荒木田神主 (花押) (氏重)
祢宜正四位下荒木田神主 (花押) (經冬)
祢宜正四位下荒木田神主 (花押) (守相)
祢宜正四位下荒木田神主 (花押) (氏貞)
祢宜從四位上荒木田神主 (花押) (經晃)
祢宜從四位上荒木田神主 (花押) (永親)
祢宜從四位下荒木田神主 (花押)

※紙繼目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。
※本文書、祭主下文を欠く。

101.

(包紙)

權祢宜補任状 一通 元末奏
山本末成

(1)

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主末奏

右人、補任 皇太神宮權祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、以下

安政二年十一月二十五日

祭主正三位行神祇大副兼伊勢權守大中臣朝臣 (花押) (教忠)

(2)

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例令勤職掌、以奉行

文政十二年三月十一日

大司從三位行神祇少副大中臣朝臣 (花押) (長都)

權大司

少司

…… (繼目裏書) 「文政十二年三月十二日 (花押)」…… (荒木田尚永)

宮奉行、祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、為令供奉神
事差權祢宜荒木田神主尚永、御巫内人奉行如件、以奉行之

到来

文政十二年三月十二日
祢宜從二位荒木田神主 (花押) (經陰)
祢宜從三位荒木田神主 (花押) (守訓)
祢宜從三位荒木田神主 (花押) (經亮)
祢宜從三位荒木田神主 (花押) (守氏)
祢宜從三位荒木田神主 (花押)

祢宜正四位上荒木田神主^(守雅)
祢宜正四位上荒木田神主^(花押)
祢宜正四位上荒木田神主^(氏養)
祢宜正四位上荒木田神主^(花押)
祢宜正四位上荒木田神主^(守貞)
祢宜正四位上荒木田神主^(花押)
祢宜正四位上荒木田神主^(經美)
祢宜從四位上荒木田神主^(花押)
祢宜從四位上荒木田神主^(守約)
祢宜^(花押)

※(1)と(2)は別文書である。

※(2)は祭主下文を欠く。紙継目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印。

一〇三.

(端裏書)

「御書付写」

自今大小之神社社家仁布告之為、相応之社家トモ触改被申附度候間、一期
ニ而兩人程人撰有之書付可被差出候、其上ニ而 御治定被 仰出候事

四月 神祇事務局

一〇四.

上卿日野大納言

安政六年正月十一日 宣旨

從五下荒木田守貴

宜叙從五位上

藏人左少弁兼右衛門權佐藤原

一〇五.

(端裏書)

「吉宗公」

伊勢国三重郡生桑村之内貳百石事、依当家先判之例、内宮山本大夫收納永

不可有相違者、可抽国家安泰之懇祈者也

享保三年七月十一日

御朱印

一〇六.

(端裏書)

「紀伊中納言様御参宮之時祝詞」

謹上再拝々々、正三位行權中納言源朝臣光貞

掛毛畏幾

天照皇太神宮乃宇津乃広前仁跪幾恐美恐美申天曰佐久、天下弥泰平 將軍家益
安寧仁嗣君誕生、平介久安介久常磐仁堅磐仁守理幸間給土、参拝之誠遠以天祈理
奉留狀遠平介久聞召土告須、再拝々々

延宝六年三月十一日

一〇七.

伊勢国多氣郡磯村之内百石、如前々并於同村貳百石、今度新增都合三百石
事、令寄附之畢、永不可有相違者也、仍如件

寛永十年十二月十三日御朱印

内宮周清上人

一〇八.

(端裏書)

「両宮正遷宮

権現様御朱印写」

伊勢りやうくうしやうせんくうの事、先例にまかせとりおこなふへき者也

慶長八年九月九日

御朱印

けいくわう院上人

一〇九.

(端裏書)

「兩宮正遷宮

大猷院様御朱印写」

伊勢兩宮しやうせんくうの事、慶長八年九月九日・寛永二年十二月十五日
兩先判の旨にまかせ、とりおこなふへき者也

寛永廿一年四月五日御朱印

けい光院

しゆ長上人

一一〇.

永代讓渡申屋舗之事

一、有所者中之切町東側

三方者其御家御地
所限り

地面四方境

西者 往還溝限り

間口 壺丈壺尺五寸

右間数

奥行 拾間

右之屋舗壺表私持分ニ御座候処、此度無抛金子依要用、右之地面樽代金拾
式兩ニ永代御譲り申、代金槌ニ請取候処実正明白ニ御座候、右地面之儀、
寺社領ニ而者無之、是迄借金質物等ニ書入候儀、曾以無御座候、猶又古証
文差添可申之処、従古来住居仕古証文等無御座候間、間数相改新ニ絵図面
仕立差添申候、則中之切町月行事江双方右相届候上者、少し茂相違無御座
候、右地所之儀ニ付、如何様之六ヶ舗儀出来仕候共、本人者勿論加判之者
共罷出、聊以御苦劳相懸申間舗候、為後証御譲申一札、仍如件

安政戊午戊午年九月 譲り主

杉本卯之助(印)

親類請人

細井定右衛門(印)

同断

舛屋平藏(印)

山本采女様御内

山口莊輔殿

一一一.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 大炊御門大納言」

宝永七年十月一日 宣旨

荒木田末辰

宜叙従五位下

藏人頭左中弁藤原尚長 奉

一一二.

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 大炊御門大納言」

元文二年八月十二日 宣旨

正六位上荒木田末清

宜叙従五位下

藏人右少弁藤原顕道 奉

一二三.

宮奉行、祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、為令供奉
神事差権祢宜荒木田神主尚寿、御巫内人奉行如件、以奉行之

到来

天保五年十二月十一日

祢宜正三位荒木田神主 (守訓) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (經榮) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (守民) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (守雅) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (氏養) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守良) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (經美) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (守約) (花押)
祢宜正四位上荒木田神主 (氏朝) (花押)
祢宜從四位上荒木田神主 (花押)
祢宜

※祭主下文、宮司施行狀を欠く。

※紙継目裏に「天保五年十二月十一日 尚口 (花押)」とあり。

※紙継目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

一一三.

直輔親王

右中弁藤原朝臣業光伝宣、権大納言藤原朝臣経頼宣、奉 勅、宜為今上親王者

慶長九年十二月十六日 中務大輔兼左大史算博士小槻宿祢孝亮 奉

一一四.

荒木田神主経立栄爵事、口 宣案并祭主下知如此、仍進覽之、可令存知給候、恐々謹言

十二月廿一日 大宮司 (大中臣長量) (花押)
謹上内一三位殿

…… (継目裏書)
……「安政五年十二月二十一日 弘 (荒木田弘等) (花押)」……

宮奉行、口 宣案祭主下知司奉行如右、仍任式文祓清後家雜罪、為令供奉神事差權祢宜荒木田神主弘孚、御巫内人奉行如件、以奉行之到来

安政五年十二月二十二日

祢宜從三位荒木田神主 (氏朝) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (守重) (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (花押)
祢宜從三位荒木田神主 (定制) (花押)
祢宜正四位下荒木田神主 (守堅) (花押)
祢宜正四位下荒木田神主 (花押)
祢宜正四位下荒木田神主 (守宣) (花押)
祢宜正四位下荒木田神主 (氏命) (花押)
祢宜
祢宜
祢宜
祢宜

※祭主下文を欠く。

※紙継目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

一一五.

祭主下 太神宮司

正六位上荒木田神主秀経

右人、補任 皇太神宮権祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例令勤職掌、以下

明和八年四月四日

祭主從三位行神祇大副大中臣朝臣 (季忠) (花押)

一一六.

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例令勤職掌、以奉行

宝永七年十一月廿六日

大司從五位上行神祇少副大中臣朝臣 (隆亮) (花押)

權大司

少司

…… (繼目裏書) (荒木田氏雅) (花押) ……
「十一月廿六日 (花押)」 ……

宮奉行、祭主下知司奉行如右、依任式文祓清後家雜罪、為令供奉

神事差權祢宜荒木田神主氏雅、御巫内人奉行如件、以奉行

到来 宝永七年十一月廿六日

祢宜正三位荒木田神主 (花押) (守相)

祢宜從三位荒木田神主 (花押) (氏貞)

祢宜正四位上荒木田神主 (花押) (永親)

祢宜正四位上荒木田神主 (花押) (守夏)

祢宜正四位上荒木田神主 (花押) (守風)

祢宜正四位下荒木田神主 (花押) (氏世)

祢宜正四位下荒木田神主 (花押) (花押)

祢宜從四位下荒木田神主 (花押) (守有)

祢宜從四位下荒木田神主 (花押) (經豐)

祢宜從四位下荒木田神主 (花押)

※祭主下文を欠く。

※紙継目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

一一七.

此度永代譲り渡シ申高田丸田と申所田地三ヶ所絵図

※絵図省略

寛政九巳年

三月

中村円光寺

家来譲主

岩助 (印)

証人親類

権左衛門 (印)

宇治

養徳寺

御納所

※紙継目に裏印あり。

一一八.

永代売渡申山之事

一、在所者宇治領馬淵山通り之山上下共壹ヶ所

東ハ新屋敷
町内限

西は川限り

四方境

南ハ宮山限り 北ハ松岡持分限
八柵

右件之山者、我等数代雖為持分、要用之儀ニ付、此度其方江、代金貳拾兩
ト羽書貳匁九分ニ永代売渡シ、則双方方町内江披露致し、代金貳ニ受取
申候処実正明白也、右山之儀者、寺社領ニ而も無御座、將亦借金質入其外
相紛敷儀、曾以無御座候、此山之儀ニ付、万一脇方如何様之六ヶ敷儀申出
候共、印形之我々罷出、急度埒明、其元江少しも御損苦勞相掛申間舖候、
然上者、此証文を以永代其元之可為所領者也、為後日売券一札、仍而如件

売り主宇治

寛政元己酉六月

腹巻主膳 (印)

家来証人同断

浦田六左衛門 (印)

右同断

岡田全左衛門 (印)

山田河崎町

江村伊兵衛殿

※紙継目に裏印あり。

中使山田河崎町

関岡佐兵衛（印）

安政五年戊午四月

借用主

太郎豊前（印）

証人 寄子

沢瀉伊織（印）

梅谷尊祐（印）

同断家来

浜田 貢（印）

魚住渕輔（印）

浜田再平（印）

龍門久平

山本采女殿

一一一.

永代讓申旦家之事

一、和州郡山町同味間村同阿部田村

右之三ヶ所、帳面壺冊相添、永代其許江讓申処実正明白也、右之旦家之儀ニ付、万一外方いヶ様之六ヶ敷義出来仕候共、少も其許之御苦勞ニ掛ケ申間敷候、仍而右之為証、金壺両ト壺分八リ慥ニ請取申候、為後日之仍而如件

譲り主

上村儀大夫（印）

証人

十文字外記（印）

家来

八兵衛（印）

同

佐右衛門（印）

中川治部殿

享保十七年壬子六月廿四日

一一二.

借用申金子之事

一、金貳拾両也 但利息月壺割之定

右之金子者、此度無拋就要用、借用申所実正明白也、返済之儀者、来ル未年三月限、元利無相違返并可申候、万一本人故障之筋有之候共、加印之者引請、其御許江御苦勞相懸申間敷候、為後日借用証文依而如件

一一三.

壳渡申常燈場之事

一、金壺両貳朱也

一、間口九尺五寸
奥行七尺

右之常灯場建物壳渡申処実正也、為念請書如此御座候、以上

壳主

烏帽子茂手尔（印）

家来 請人

金藏（印）

文化三丙寅年十月

山口喜兵衛殿

一一四.

借用金証文之事

一、金三両也 但し利足

右之金子、今般無拋要用有之、御頼申上借用申処実正明白ニ御座候、返納之儀者、来ル巳年二月限り、元利無相違急度返納可仕候、為後日金子借用

証文差上申処如件

借用主
車館上総（印）
親類
礒辺縫殿（印）
安政三^丙辰年七月
山本采女殿

一二五

十代

末清
元文二年七月補権祢宜
明和二年正月叙正四位下

十一代

末□
明和元年十二月補権祢宜
□□四年正月叙正五位下

十二代

末固
明和八年四月補権祢宜上
天保二年□□叙正四位上

十三代

末儀
文化七年五月補権祢宜下
嘉永六年正月叙正四位下

十四代

末成
安政二年十二月補権祢宜
明治元年八月叙正五位下

初代

末利
末固男幕府ニ進達シ
分家シテ末家ト号シ
宗家ノ末班ニ列ス

二代

誠哉
旧名末昭

右之通ニ候也

山本誠哉

一二七

山本家系

天兒屋命十代国摩大鹿島命^{一名雷臣、}嫡系天見通命裔皇大神宮一祢宜荒木
田興忠^{天延元年、}四代山幡一祢宜^{始名}滿經^{天喜元年、}十五代山幡彦馬忠經三代
初代山幡四郎右衛門経政^{経時}

二代義里
暫住近江国浅井郡山本村
以故改称山本氏

三代義時

四代末朝
造宮四頭職

五代末慶
造宮四頭職

六代末辰
元禄二年五月補清酒作内人
宝永七年十月補権祢宜、同七年十一月叙從五位上

七代末高
宝永七年十一月補権祢宜
享保二十年十一月叙從五位上

八代末夷
補権祢宜年月不諸
宝永八年二月叙從五位上

九代末礼
享保八年九月補権祢宜
同八年十月叙從五位下

十代末清
元文二年七月補権祢宜
明和二年正月叙正四位下

十一代末延
明和元年十二月補権祢宜
安永四年正月叙正五位下

十二代末固
明和八年四月補権祢宜上
天保二年正月叙正四位上

十三代末儀
文化七年五月補権祢宜
嘉永六年正月叙正四位下

十四代末成
安政二年十二月補権祢宜
明治元年八月叙正五位下

初代末禮
末固男、幕府ニ進達シ、分家シテ
末家ト号シ、宗家ノ末班ニ列ス

二代誠哉
旧名末昭

右之通ニ候也

※下部に後世の貼紙があるが省略した。

一二八・

借用申金子之事

一、金參拾兩也 但利足月一割

右之金子者、錢屋伝兵衛一件二付、去ル戌十月江戸屋敷江差遣候金子二而、其御元江御頼申候処、永野与兵衛方二而御借入被下、此方江借用申处実正也、右者江戸屋敷地請駈合之上、金子相調次第□□□□相違、無□御返済可申候、仍而金子借用証文如件

慶光院殿役人

岡田求馬 (印)

文化十四丁 年十月

小川新十郎 (印)

坂口友右衛門 (印)

山本様御内

山口常右衛門殿

□崎幸右衛門殿

一二九・

借用申金子之事

一、文金四百拾五兩ト拾三匁三分七厘八毛一六也

有之金子、慶光院台所無抛入用ニ付、借用申处実正明白也、右之金子濟候儀者、礪村知行米来ル未之十月廿日限ニ、礪村庄屋支配人方方米四百俵宛、右之金子元利相濟候迄者、何年ニ而も相渡可申候、右申合之米四百俵相渡不申候内者、外江沓俵茂出させ申間敷候、堅ク申合候、米直段之儀者、十月廿日限り相場を以算用、別帳ニ而仕筈ニ申合候、為後日仍一札如件

慶光院後見

山本主殿

元文三^戊午年十月廿日

同
泉李助
役人

倉谷太郎左衛門

岡田吉大夫

神谷善大夫

脇村平兵衛

金剛坂

森嶋伝右衛門殿

礪村庄屋

膳衛門

同
理兵衛

右之利金壹兩二候、一ヶ月八分ツゝ相添、勘定相立可申候、以上

一三〇・

覚

一、去巳ノ四月、中村領高田ニおいて、致買得候田地之内、六斗三升二ヶ所、買得後外ニ而承候へ者、右之田地古来ハ六斗代之由、依而古来之通六斗代ニ致し置度、中村地下仁以書付相頼申候、草案如左

御頼申上候口上

一、去巳ノ四月、其御地下領高田沖ニ而、致買得候田地三ヶ所之内、二ヶ所六斗三升代之算用を以て、致買得候へとも、以来六斗代ニ致し呉候様二百姓相願候、依而以来六斗代と致し置度候、右之段御聞濟被下候様、御頼申上候、然者右之田地ニ付、入用金有之候節者、六斗代之割を以て差出可申候間、左様ニ思召可被下候、為其如斯ニ御座候、以上

宇治

養徳寺

寛政十戊午年九月十九日

永宗印

中村年寄方内意

去年双方御届之節、地下役人不吟味之儀有之間、百姓御領分之御書付ニ被成被下候様ニとの事ゆへ、右之通相認也

一三一.

此度、永代譲リ渡シ申高田丸田と申所田地三ヶ所絵図

※絵図省略

寛政九巳年
三月

中村円光寺

家来譲主

岩助印

証人親類

権左衛門印

宇治

養徳寺

御納所

一三二.

今般養老之典、被為拳八十八歳以上之者、御扶持被下候处、改正之期、於府県初而御扶持被下、又ハ前年死亡之者共、毎年正月中取調、可被申出候事

右之通被 仰出候間、相達候事

十二月

行政官

右之通被仰出候条、相達候間、取調甲々可申出候事

正月 度会府

一三三.

永代売渡申田地之事

一、有所者楠部村飛龍米七斗代、但シ京升

四方境

東ハ一字田佐大夫田限り
西ハ地下田限り
南ハ縄手限り
北ハ土手限り

右之田地、私代々雖為持分、此度要用之儀依有之、売渡申度所、幸御家御

旦家方永代御供田ニ御寄附被成候方御座候由ニ付、右為御供田金小判拾両

二、永代売渡申所実正明白也、於此田地、外ニ質物等ニ入置申候儀、曾而

無御座候、尤右証文相添可進之处、紛失仕無御座候、万一此田地之儀ニ付、

いヶ様成六ヶ敷儀出来仕候共、私加判之者罷出、急度埒明少茂御苦勞掛申

間敷候、為後日永代売渡証文、仍而如件

元文三^戊午年十二月

一字田村売主

孫左衛門印

同証人親類

源八印

山本大夫様御家

溝口直右衛門殿

一三四.

永代譲渡檀家之事

一、京都

一、大坂

右式ヶ所且帳面之通

右之檀家、此度無抛金子入用依有之候、金子五両を以、其御許江永代譲渡

候処実正明白也、然上ハ永代其御許可為所領候、勿論借金之質物等ニも、

書入無御座候、此旦家之儀ニ付、外方如何様之六ヶ敷義致出来候共、本人

者不及申、加印之者迄罷出、其御許仁少茂懸御苦勞申間敷候、右檀家、其

御許名前前御切替被成候節、万一檀家不得心之方も候ハ、本金五両并利足

共、勘定相立急度相返し可申候、仍而譲証文如件

享和二^壬戌年九月

譲り主

多氣久大夫（印）

証人

白髭左大夫（印）

中川数馬殿

右之檀家、来ル亥年八月迄ニ、右本金利足相添、譲返可申約速致候事実正也、尤年限中ハ金壹兩ニ付一ヶ月八分宛相極候也、為後日仍而奥書如件

一三五、

右之山林屋敷、慶光院殿持分ニ御座候处、此度無扨金子要用有之ニ付、代金貳拾兩六兩ニ、永代其御方江譲り渡し申候处実明白也、且表届も可致处、其御家者御後見之御老人ニ御座候故、別段双方方表届者致し不申候、此山林屋敷ニ付違乱無之候、為後日譲り渡証文、仍而如件

慶光院殿内

岡田求馬（印）

文化十三^丙年三月

小川新十郎（印）

坂口友右衛門（印）

山本様

御役人中

右之趣致承知候、仍而如件

泉越中

奥書之事

右山林屋敷、来丑二月中ニ、月一割之利足差添、元利致返済候ハ、御譲り返シ被下度候旨、御頼申入候处、預御承知忝奉存候、万一限月過去候ハ、急度御引取可被成候、仍而申合如件

※紙継目裏に印あり。

一三六、

覚

一、金四百貳拾五兩也

右者、御神領之内高八十五石、照雲寺収納致し来候处、此度譲返し御相

談治定ニ付、樽代金槌ニ請取申处実正也、追而差配人惣代連印之証書引替可申候間、当座之請取書如斯ニ御座候、以上

照雲寺

差配人惣代

山本采女（印）

金子請取人

山本采女家来

浦田小左衛門（印）

戊十二月廿八日

井面四神主殿

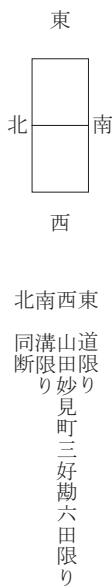
藤波五神主殿

一三七、

永代御譲申田地之事

一、有所者、浦田町藪屋敷稻荷裏横堀田与唱来り候田地壹ヶ所七斗代

四方境



右之田地、私従先代持分ニ御座候处、今度金子依要用、為樽代金拾壹兩貳貳式朱卜式匆六分五厘を以、永代御譲申、代金槌ニ請取申处実明白也、右田地、借金質物等ニ書入候儀、曾以無御座候、尤従先代持分ニ而、古証文絵図面等取持不致候、今般御双方方相届候上者、後來紛敷儀一切無御座候得共、万一右田地ニ付、何方方何等故障之筋出来仕候共、本人者不申及、加印之者罷出、少し茂御苦勞筋申上間舖候、為後証譲り渡証文仍如件

天保十五甲辰年十二月廿四日

山田河崎町譲り主

堀田八兵衛（印）

親類証人

魚住権大夫

山本采女殿

一三八・

永代譲リ渡シ申田地之事

一、有所者中村領高田丸田与申処 納米京升六斗三升代

四方境 東道限 南中村新樂寺田地限 西溝限 北道限

一、有所者同領同所 納米京升三斗三升三合代

四方境 東道限 南中村友右衛門田地限 西溝限 北中村新樂寺田地限

一有所者同領同所 納米京升六斗三升代

四方境 東宇治油屋勘六田地限 西溝限 南中村金左衛門田地限 北溝限

右之田地、此度円光寺修覆金入用依有之、代金五拾壹兩慥ニ請取、永代譲リ渡シ申所実正明白也、右之田地、借金質物等ニも書入置不申、上納等茂無御座候、尤古証文者紛失仕候ニ付、別紙絵図相添申候、然ル上者、後日古証文出候共、可為反古候、此度双方中村年寄中江相届、譲リ渡シ候上者、少茂相違無御座候、此田地ニ付、万一何方方如何様之六ヶ敷儀出来候共、加印之者我等罷出、急度埒明少茂其御寺江御苦勞掛ケ申間敷候、為後日譲リ渡し証文、依而如件

円光寺家来譲り主

岩助(印)

証人親類

寛政九巳年三月 権左衛門(印)

宇治

養徳寺

御納所

※紙継目裏花押あり。

一四一・

預り申御田所一札之事

一、在所ハ楠部沖モミ田マメ田コノモト野寄ト申所也、石高斗代四方境如左

一、御年貢京榊壹石壹斗代モミ田壹ヶ所

右四方境 東大溝限リ 南ハ山田松野彦右衛門田地限リ 西ハ溝限リ 北ハ蓬萊右兵衛田地限リ

一、御年貢京榊五斗五升代 モミ田壹ヶ所

右四方境 東ハ大溝限リ 南ハ中村祢往院田地限 西ハ溝限リ 北ハ中村仁右衛門田地限

一、御年貢京榊六斗代 マメ田壹ヶ所

右四方境 東ハ久せ戸大助田地限 南ハ大溝限リ 西ハ山田松野彦右衛門田地限 北ハ大溝限リ

一、御年貢京榊五斗五升代 コノモト田壹所

右四方境 東ハ中村長五右衛門田地限 南ハ溝限リ 西ハ中村甚左衛門田地限 北ハ道限リ

一、御年貢京榊六斗代 野寄田壹ヶ所

右四方境 東道限リ 南ハ川半分中村金右衛門田地限 西ハ川限リ 北ハ中村西之坊田地限

一、在所ハ中村領字高田ト申所石高斗代

四方境御年貢京榊六斗代

右四方境 東ハ宇治油屋勘六田地限 南ハ同金左衛門田地限 西ハ溝限リ 北

一、御年貢京榊三斗三升三合代

右四方境 東道限リ 南ハ也惣次田地限リ 西溝限リ 北ハ新樂寺田地限リ

一、御年貢京榊六斗代

右四方境 東ハ道限リ 南ハ新樂寺田地限リ 西ハ溝限リ 北ハ道限リ

右之御田地八ヶ所、我等多年耕作百性ニ被仰付、慥ニ預リ申処実正明白也、如仰御田地随分大切ニ可仕候、勿論古来方右之田地ニ付、百性式上成懸リ物等一円無御座候旨、奉得其意候、然上ハ、年々御年貢無滯上納可仕候、

且又御田地御入用之節者、無異儀御渡可申候、仍而為後日之御田地預リ証文如件

預リ人
中村天田

武助（印）

請人
同所

文政四^辛巳年十月

口入
浦田町

元右衛門（印）

彦八（印）

宇治

養徳院

御納所

一四二.

正三位殿簾中被致着帶候付、弥安産被有之候様、神宮江宜御祈祷被頼入候

八月

徳川正三位殿使者

綾野和一郎

一四四.

覚

未

四月

一、金五兩也

一、金拾兩也

五月

一、金拾五兩也

右、照雲寺普請入用二付、書面之通慥ニ請取申候、追而勘定仕立御渡し可申候、以上

未

七月

山口莊輔殿

浦田小左衛門（印）

一四五.

明治二年九月四日 時戌

正遷宮

召立文

前陣供奉

宮掌大内人

權祢宜宮掌大内人弘孚神主

孫福左近

尚利

坂 筑後

秉燭内人十人

左御火内人

右

次道敷岸仕内人十六人

清酒作内人

酒作内人

權宮掌内人

次行障二人

左權祢宜武良神主

榎倉右兵衛

右 弘含神主

孫福彈正

右御楯 二枚

左 長重神主

横地若狹

右 繁常

尾崎雅樂

次御粹 二基

左——成源——	右——盛言——	次御鞍 二腰	左——常品——	右——常実——	次御弓 二張	左——盛幸——	右——時重——	次玉纏須加利御太刀二腰	左——弘坦——	右——定頼土公——	次御翳 二枚	左——末成神主——	右——定謚土公——	次御鏡宮 一合	權祢宜興讓神主	次絹垣二十人	左權祢宜末源神主	右——嗣興——	左——尚芳——	右——民徳——	左——興平——	右——経寵——	左——秀氏——	右——盛訓——	左——盛雄——
---------	---------	--------	---------	---------	--------	---------	---------	-------------	---------	-----------	--------	-----------	-----------	---------	---------	--------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

馬瀬右京	堤 主水	岡田帶刀	岡田監物	堤 大和	原 寿三郎	孫福式部	二見梅三郎	山本采女	二見日向	中西収丸	馬瀬図書	中西衛門	坂 正親	横地宰記	中西佐渡	岡田五郎左衛門	坂大夫次郎	堤 織部	堤 正親
------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	---------	-------	------	------

右——武文——	左——武尹——	右——末加——	左——尚行——	右——重尚——	左——弘富——	右——盛篤——	左——盛茂——	右——氏恒——	左——氏熙——	右——経賀——	後陣供奉	次御翳 二枚	左——氏矩——	右——民重——	次金銅作御太刀 二腰	左——盛嘉——	右——弘徳——	次御弓 二張	左——経長——	右——興行——	召立權祢宜荒木田守賀神主	一祢宜從二位荒木田氏朝神主	右、依例次第行事所差定如件	明治二年九月四日
榎倉右近	榎倉主膳	坂 主膳	岩井田左馬	坂 雅楽	孫福要人	堤 七郎	堤 能登	坂 中務	坂 四郎	岡田対馬		林 宮門	横地新太郎	堤幸次郎	孫福鶴丸	岡田賀八郎	中西能若							

(奥書)
「明治三十二年十一月十六日蘭田敬神主家の蔵書を借り受け、
皇太神宮
南宿衛屋ニ於て写畢

荒木田末敏(印)」

一四七.

一札

今度浦田町毘沙門寺之儀、寛保年中之証文ニ致相違候ニ付、手前方及出訴
候処、各御取扱ニ而、数寺方寺領之田畑別証文之通、少シも相違無之様ニ
被致置、向後無油断寺修覆有之、寺領壳券質物ニも書入申間敷由、被承知
候、依之所扱可差止メ御扱ニ任候、比上申分シ無之候、仍而為念如件

年号月日

上へ

一四八.

拝借仕候金子之事

一、金四兩成

右者、此度御注文被仰付候時計仕立可仕候処、仕入金ニ差誂リ拝借仕候所
実正ニ御座候、右為引当ニ下拙所持之時計一挺差上置候、万一御注文之時
計調達不仕、金子返納遅滞仕候ハ、右差上置候時計、御勝手次第御元計
可被下候、其節一言之申分仕間敷候、且亦金子返納之節、拝借之金子一カ
月二一兩二八分ツ、利足相添返納可仕候、為後日之拝借証文、仍如件

時計師

九月廿六日

清兵衛(母印)

山本様御内

浦田小左衛門殿

山口直理殿

一四九.

(端裏書)
「綱吉公」

伊勢国三重郡生桑村之内貳百石事、任寛文九年二月朔日先判之旨、寄附之
訖、内宮山本大夫全收納、永不可有相違者、可抽国家安泰之懇祈者成

貞享二年六月十一日

御朱印

一五〇.

覚

一、申合一札

右一通者、福島伊豆来り候ニ付、直様預ヶ置之候事

文久二年壬戌十月五日

一五一.

預リ申御田所一札之事

一、在所者楠部沖モミ田マメ田コノモト野崎ト申処也、石高斗代四方境如
左

一、御年貢京榊壺石壺斗代モミ田壺ヶ所

右四方境 東ハ大溝通限リ 南ハ山田松野彦右衛門田限リ
西ハ溝限リ 北ハ蓬萊右兵衛田限リ

一、御年貢京榊五斗五升代 モミ田壺ヶ所

右四方境 東ハ大溝限リ 南ハ中村祢徳院田限リ
西ハ溝限リ 北ハ中村仁右衛門田限リ

一、御年貢京榊六斗代 マメ田壺ヶ所

右四方境 東ハ大世戸大助田限リ 南ハ溝限リ
西ハ山田松野彦右衛門田限リ 北ハ大溝限リ

一、御年貢京榊五斗五升代 コノモト田壺ヶ所

右四方境 東ハ中村長五右衛門田限り 南ハ溝限り
西ハ中村甚左衛門田限り 北ハ道限り

一、御年貢京榊六斗代 野崎田壺ヶ所

右四方境 東ハ道限り 南ハ川半分中村金右衛門田限り
西ハ川限り 北ハ中村西之坊田限り

一、在所者中村領字ハ高田ト申処、石高斗代四方境御年貢京榊六斗代

右四方境 東ハ宇治油屋勘六田限り 南ハ八木金左衛門田限り
西ハ道限り 北

一、御年貢京榊三斗三升三合代

右四方境 東ハ道限り 南ハ弥惣治田限り
西ハ溝限り 北ハ新樂寺田限り

一、御年貢京榊六斗代

右四方境 半ハ道限り 南ハ新樂寺田限り
西ハ溝限り 北ハ道限り

右之御田地八ヶ所、我等多年耕作百姓ニ被仰付、慥ニ預り申処実正明白也、如仰御田地随分大切ニ可仕候、勿論古来方右之田地ニ付、百姓式上成懸り物等一齊無御座候旨、奉得其意候、然上ハ、年々御年貢無滯上納可仕候、且又御田地入用之節者、無異儀御渡可申候、依而為後日之御田地預り証文如件

預り人

中村天田

文政四辛巳年十月

武助

請人

同所

元右衛門

口入

浦田町

彦八

宇治

養徳寺

御納所

一五二

永代売渡申畠之事

一、有所者岩井田川原敷四斗五升代也

四方境

東ハ中館喜三郎畠限
西者道かぎり
南ハ三郎兵衛畠かぎり
北者山本様地類

金子急用依有之、右之畠金四兩貳歩ニ、永代売渡申処実正明白也、尤古文証無御座候、右之畠被參候付、何方ヲ以ケ様之六ヶ敷事申来候共、我々罷出、急度埒明可申候、為後日売券文証如件

元禄拾四年かのとの巳二月廿五日

蓬萊右兵衛家来売主
六郎兵衛
口入証人
宗左衛門

山本縫殿助様御台所

井上理左衛門殿

一五四

富興行之儀ハ、兼而御禁制ニ有之処、近年諸国ニ於テ金錢融通ヲ名トシ、或ハ社寺再建ニ托シ、興行致候向モ有之趣、元来僥倖之幣風僥倖之利ヲ以テ民心ヲ誘惑スルヨリ、自然農工商共其職業ヲ惰リ、往々之カ為家産ヲ破リ候者トモ不少哉ニ相聞ヘ、以之外之事ニ候、斯御一新之折柄、右様之所業殊ニ御趣意ニ相戻リ候儀、更嚴禁被 仰出候事

十二月

行政官

右之通、被仰出候条、為心得相違候事

(後欠)

一五五.

御親征日限御延引之處、來廿一日 御發途、
石清水社

御參詣、同所御一泊、廿二日森口御一泊、廿三日御着坂、其後海軍整備
觀覽、可為遊在之旨被 仰出候事

三月十五日

但大政官代被移候儀者、先被止候事

一五七.

当月十七日方在町共、諸願伺等勝手次第參府可致候事

但シ已剋方午剋迄ニ、可罷出候事

正月 度会府

一六二.

一札

此度浦田町毘沙門寺之儀、享保年中之証文ニ致相違候ニ付、手前方致出訴
候處、格御取扱ニ而、山本數馬前証文之通、無油断被致寺修覆、寺領少茂
無相違様ニ有之、勿論壳券質物ニ茂書入申間敷由、致承知候、依之任御取
扱候上申分無之候、仍而為念一札如件

宝曆九^己卯年十月

岩田左京(印)

友井内藏進殿

車 主鈴殿

山本縫殿之助殿

一六三.

覺

當四月廿一日、金五兩其元江用立候節、右五兩之書付拙者方へ請取置候、

此節右之金子御返金被成、慥ニ受取申候、右二付五兩之書付差返し可申之
處、見當り不申候、万一右之年月金五兩之書付出候共、可為反古候、為後
日如此ニ御座候、以上

天明八戊申年九月十日 中川和泉(印)

山本城之助殿

一六五.

借用申金子之事

一、金七兩也

右之金子、此節無抛要用有之候ニ付、借用申候處実正明白也、返済之儀
者、來四月中無相違返済可申候、万一本人故障之儀有之候共、加印引受
少茂無滞元利金返済可申候、為後証借用一札如件

天保四^癸巳年正月

借主

梅谷隼人(印)

請人

梅谷専左衛門(印)

山口友右衛門殿

一六七.

預り申金子之事

一、金貳百兩也

右者、照雲寺様修堂金、此度御預り申上候處実正明白也、右之金子御入
用節者、何時ニ而も返納可仕候、尤為利米、一ヶ年金百兩ニ付玄米四斗
入拾五俵之割を以、毎歳無滞相納可申候、且為引当私從先代持分ニ御座
候田畑并屋鋪

一、有所者四ツ辻狐藪岩井田沖 三ヶ所

合 麦八斗代

代金拾貳両也

寛保三亥年 岸田勘吉方買得

一、有所者浦田領敷屋敷裏中世木 一ヶ所

麦壹石三斗代

代金廿壹両也

延享二丑年 広瀬善左衛門方買得

一、有所者岩井田沖 大小三枚

合 麦七斗代

代金八両三分也

寛延二巳年 片岡貞八方買得

一、有所者宇治領世木畑 壹枚

麦五斗代

代金七両貳分也

畠

宝曆五亥年 五兵衛方買得

一、有所者宇治領岩井田沖畑敷 八枚

合 麦京升三石七斗代

代金三拾三両也

宝曆六子年 神樂大膳殿方買得

一、有所者宇治領庄畠 壹ヶ所

麦京升五斗代

代金七両貳分也

宝曆九卯年 勘六方買得

有所者宇治領岩井田沖 田所 畑地 四枚 壹枚

一、同 小沢ヶ淵田所 壹枚

同 長沢田所 壹枚

合 米貳石五斗五升代 麦八斗代

代金八拾貳両貳分也

宝曆九卯年 八羽左京殿方買得

有所者中之切長之世古南側屋敷 四ヶ所

一、同 世木庄畠 壹ヶ所

麦三斗五升代

同 岩井田沖畑 壹ヶ所

麦四斗代

代金貳拾壹両也

宝曆十辰年 世古口久兵衛方買得

一、有所者世木畑 三ヶ所

合 麦一石八斗五升代

代金貳拾七両貳分也

宝曆十辰年 右同人方買得

有所者宇治領岩井田沖田所 三ヶ所

一、同 西行腰同 壹ヶ所

合 米貳石壹斗三升代

代金三拾両也

天保九戌年 藤波五神主殿方買得

右買得高

米四石六斗八升 麦拾石九斗 納 四方堀 古証文通

金高

貳百五拾両三分也

右之通書入、何連茂古証文相添、都合拾通御渡申上置候間、万々一返納遲滞仕候ハ、右書入之田畑屋敷とも無違背御渡可申上候、其節一言之申分無御座候、為後証親類連印預リ手形、仍如件

天保十一庚子年六月

預り主

山口友右衛門(印)

親類証人

山口喜兵衛(印)

同断

岸田幸治郎(印)

照雲寺様

御差配御惣代

桐 外記殿

山本采女殿

奥書、当六月御預リ申上候上者、来ル十一月二至リ、半年分利米相納可申候、以上

※紙継目裏に印あり。

一七一.

一札

円光寺年来所領之田地、高田丸田件三ヶ所、合米高壺石五斗九升三合代、此度当寺修覆入用ニ付、其元元相頼、養徳寺江金子五拾壺兩ニ、其元方永代譲リ渡シ、則金子我等方江慥ニ請取、則村年寄中迄相達シ申候、然上者此田地ニ付、何方方如何様之六ヶ敷儀出来候共、我等罷出急度埒明可申候、為後日依而一札如件

寛政九巳年三月

円光寺(印)

岩助方江

一七二.

永代売渡シ申畠気事

一所ハ岩井田畠四方

東ハ中川本屋敷
西ハ刀祢たち本屋敷
北ハ友屋敷たけや畠
南ハ道かきり

右之畠、むき六斗代也、金小判八両に、永代売渡し申処実正明白也、右別而申合候間、子々孫々ニいたる迄、いらんわすらい申間敷候、若何方方六ヶ敷儀申来り候とも、我等罷出埒明相渡可申候、為後日一札、仍如件以上

但右之畠、本金八両指上ヶ申候者、此方へ御かへし可被下候

売主

孫福■九大夫

使

□惣右衛門 書判

延宝四^丙辰年二月吉日

山本主殿様

一七三.

借用金子之事

一、金壺両式分也

但し利足申合之通

右之金子、我等今度無拋要用之儀有之、御願申上借用申処実正明白御座候、返済之儀者、来ル九月迄、元利共情々返納可仕候、尤為引当持分別持之屋敷、委曲証文迄通絵図迄、証書相済御預ヶ申上候上ハ、聊相違有間敷候、勿論日々御取引被下候、帳面へ相記申候条、相違無御座候、為後日仍而如件

山中甚作(印)

元治元年
四月六日

山本左近殿

一七四.

一札

一、金三步也 但利足

右者、無抛儀御座候二付、当座借用仕処実正二御座候、来ル十六日無相違返納可仕候、仍而一札如件

文久元年酉六月

蓬萊帶刀（印）

蓬萊監物（印）

山本采女殿

一七五.

覚

其御許御口入阿竹惣兵衛方借入金百両也、右之利足去辰年分金拾貳両、其御許江向可差出候処、今般江戸表御搓様も有之候二付、私共了簡を以難取計候、依之御在府御後見方江相調、御差図次第二取計可申候間、今暫御猶予之儀御頼申入候、以上

坂口友右衛門（印）

天保四^{癸巳}年十二月

小川清記（印）

岡田栄五郎（印）

山本様御内

山口友右衛門殿

一七七.

記

一、金三両

九匁壹分貳厘

子之年分

残金

一、八匁壹分

大板吉野

一、三拾六匁

拾八端

一、三拾匁

上紺

一、三拾匁

百八拾端

一、百五匁

長弁紺

三分三厘

百八拾端

一、四拾匁

小弁紺

貳百拾九匁

七百九拾端

四分三厘

すき

丑十二月

富田清大夫

梅谷様

御台所

一七八.

一札

去丑年十二月、金子八両以、拙者所持之旦家帳面之通、其御許江永代御譲リ申上候、尤申合当宮ハ、年八月限御差延被下候様、御頼申上候処、去ル八月金子不都合二付、来ル十月迄御返弁之儀御断申上候処、御聞濟被下忝奉存候、弥来ル十月中二元利金子相揃、急度御返弁可申上候、万一金子不才覚二而、御返濟不申上候得者、右差上候旦所、私方江不及御届御引取被下、諸事御勝手次第御取計可被成候、其節一言之異儀申上間敷候、為念依而一札如件

文政元^{戊寅}年九月十九日

梅谷松大夫（印）

中川数馬殿

一七九.

永代売渡申屋舗之事

一、有所者宇治中之切町東側住居之屋敷間口四間余裏行廿五間余

四方境南ハ其許様屋敷限り西ハ大道溝かきり東ハ其元様屋敷限り北ハ川道限り

右件之屋敷、代々我等雖為持分、此度急度用依有之、代金六拾兩慥請取、永代売渡申所実正明白也、右之屋舗二付、借金質物左様之儀一切無御座候、且又寺社領ニ而茂無之候、此度双方方町内月行事当番迄相断申上ハ、別而相違無御座候、後日何方方如何様之六々敷儀出来仕候共、判行之者共罷出、急度埒明、其御許ハ少茂苦勞ニかけ申間敷候、尤古証文無御座候、万一後日何方より出合候共、可為反古候、為後日売券証文、仍而如件

売主

岡田文後 (印)

口入

延享□□寅年□月日

白子彦右衛門 (印)

口入

城八 (印)

山本主殿様ニ而

松尾喜右衛門殿

山口友右衛門殿

一八一.

一札

今般浦田町毘沙門寺之儀、享保年中証文之通無之由ニ而、宮田左京殿被致出訴候処、各御取扱ニ而内済被下候、右寺領之田畑、別証文之事少も相違無之様ニ致し置、向後無油断寺致修覆、尤寺領売券質物ニモ書入申間敷候、仍而為念一札如件

年月日

誰

同

友山車

一八二.

山本家系

天兒屋命十代国摩大鹿嶋命一名雷臣卜部始祖嫡孫天見通命裔皇大神宮一祢宜荒木田興忠□□□幡一祢宜滿経天喜元年一祢宜十五代山幡□□経三代

初代 山幡四郎右衛門経政始名経時

二代 義里暫住近江国浅井郡山本村以故改称山本氏

三代 義時

四代 末朝造宮四頭職

五代 末慶造宮四頭職

六代 末辰元禄二年五月補清酒口内人宝永七年十月補權祢宜同七年十一月叙口五位上

七代 □□口口口口補權祢宜口口十一月叙正五位口

八口 末夷補權祢宜年月不詳宝永八年二月叙從五位上

九代 末禮享保八年九月補權祢宜同八年十月叙從五位下

一八四.

一札

一、先達而借用仕候、増屋敷地之裏次郎右衛門居候明地、其継キ之地面合拾三坪八分、新二借用仕候所実正也、此地御年貢米貳斗、毎年極月廿

日限り、申合之通無滞、急度相納可申候、若此屋舗御入用之節者、何時ニて茂明渡可差上候、但シ絵図者無之候、為後日仍一札如件

浦田町

田中新右衛門

安永二癸巳年十月

後家

太郎館様御内

浜田吉大夫殿

一八五.

北村江遣候金子、七両者当方方、三両者和泉方、都合拾兩貸遣ス、右之内三両者、拙者借り分之積ニ而、手形差遣置上申候事

一、金三両

急難申儀有之候由ニ而、和泉江貸シ遣ス手形取置有之候

一、和泉江貸シ遣候三両之手形差遣ス

一、当方方三両借り分之積之手形当方江受取候也

右者、七月十四日夜互ニ書付被檢候也、仍而北村へ遣候拾両者、当方之金に候也、和泉抱リハなし

一八六.

預リ申金子之事

一、金貳百両也

右者、照雲寺様修堂金、此度御預リ申上候处実正明白也、右之金子御入用之節者、何時ニ而も返納可仕候、尤為利米一ヶ年金百兩ニ付玄米四斗入拾五俵之割を以、毎歳十一月ニ至リ無滞相納可申候、且為引当私従先代持分ニ御座候田畑并屋敷

一、有所者四ツ辻狐藪岩井田沖 三ヶ所

合 麦八斗代

代金拾貳両也

寛保三亥年

岸田勘吉方買得

一、有所者浦田領藪屋敷裏中世木 一ヶ所

麦壹石三斗代

代金廿壹両也

延享二丑年

広瀬吉左衛門方買得

一、有所者岩井田沖

大小三枚

合 麦七斗代

代金八両三步也

寛延二巳年

片岡貞八方買得

一、有所者宇治領世木畑

壹枚

麦五斗代

代金七両貳步也

畠

宝曆五亥年

五兵衛方買得

一、有所者宇治領岩井田沖畑敷

八枚

合 麦京升三石七斗代

代金三拾三両也

宝曆六子年

神樂大膳殿方買得

一、有所者宇治領庄畠

壹ヶ所

麦京升五斗代

代金七両貳分也

宝曆九卯年

勘六方買得

一、有所者宇治領岩井田沖

田所 四枚

同 岩井田沖畑地

壹枚

同 小沢ヶ淵田所 壺枚
同 長沢田所 壺枚

合 米貳石五斗五升代
麦八斗代

代金八拾貳両貳分也
宝曆九卯年 八羽左京殿方買得

一、有所者中之切町長之世古南側屋敷 四ヶ所
同 世木庄畠 壺ヶ所

麦三斗五升代
同 岩井田沖畑 壺ヶ所

麦四斗代
代金貳拾壺両也

宝曆十辰年 世古口久兵衛方買得
一、有所者世木畑 三ヶ所

合 麦一石八斗五升代
代金貳拾七両貳分也

宝曆十辰年 右同人方買得
一、有所者宇治領岩井田沖田所 三ヶ所

同 西行腰同 壺ヶ所
合 米貳石壺斗三升代

代金三拾両也
天保九戌年 藤波五神主殿方買得

右買得高
米四石六斗八升 四方堀

納 古証文通
麦拾石九斗

金高

貳百五拾両三分也

右之通書入、何連茂古証文相添、都合拾通御渡申上置候間、万々一返納遅滞仕候ハ、右書入之田畑屋敷とも、無違背御渡可申上候、其節一言之申分無御座候、為後証親類連印預リ手形、仍如件

天保十二^辛年十一月
預り主 山口亘理
親類 岸田幸治郎

照雲寺様

御差配御惣代

山本采女殿

桐 土佐殿

一八八

(前欠)

上野右衛門様

山本右近様

岡田帶刀様

太郎主殿様

太郎館典主様

中村左門様

梅谷外記様

※本文書、一九三より続く。

一九三

各様、弥御安全珍重奉存候、然者会合所方御達シ書九通相廻シ候間、各様

御心得可被成候、以上

四月廿一日

山本玄蕃

刀祢弾正様

上野主税様

※本文書、一八八へ続く。

一九六

申合証文之事

今般、拙者方業躰行届兼候二付、贈り質御取引被下度旨、段々御願申上候処、格別之御懇意之訳栖を以、早速御承知被成下候条、実正明白ニ御座候、然ル上者、当七月方質物差贈り可申二付而者、申合ケ条左之通

一、表向者、当方土蔵普請中二付、御懇意筋を以御土蔵借用之振ニ候事

一、火盜之難有之候節者、貴家様者一円御懸り合無之、諸事当方ニ而取扱可申候事

但し、次第柄ニ依而者、内損等有間敷事ニ候間、其時ニ御談合可申候事

一、盜難紛失之品者、貴家之御損毛可為事

但し、元金一倍ニ而渡し可申儀作法之事

一、火難鼠喰之品者、置主損毛可為事

但し、当方ニ而取扱可申事

一、質物之品附直段、つよく被思召候節者、御勝手ニ御引下ケ、御附可被下候事

一、毎月三日迄者、其月之利足用捨之事

但し、四日午時頃迄ハ申合之事

一、閏月十ヶ月余者、利足用捨之事

一、入替之日者、当月之利足用捨之事

但し、ぬき代金相渡し候節者、利相済可申事

一、流質廿ヶ月限之事ニ候得共、春秋両度ニ切払可申事

但し、置主頼之節者、依時宜ニ其余も相待可申事

一、流質切捌之砌、双方立合之上、売払可申上候而、定法之元利勘定相立可申候、自然追金相成候節者、拙者利潤之事

但し、売切レニ而勘定不足之節者、相談合事

一、質物之品衣類小道具類中ニ而、外荒物者差贈り申間敷事

但し、依時宜而者、少々嵩張り候品格別之事

(後欠)

一九七

永代譲り渡申田地之事

一、有所者中村領高田丸田と申処 納米京升六斗三升代

四方境 東道限
南中村新樂寺田地限
西溝限
北道限

一、有所者同領同所 納米京升三斗三升三合代

四方境 東道限
南中村友右衛門田地限
西溝限
北中村新樂寺田地限

一、有所者同領同所 納米京升六斗三升代

四方境 東宇治油屋勘六田地限
南中村金左衛門田地限
西溝限
北溝限

右之田地、此度円光寺修履金入用依有之、代金五拾壺兩慥ニ請取、永代譲り渡申処実正明白也、右之田地、借金質物等ニも書入置不申、上納等も無御座候、尤古証文者紛失仕候二付、別紙絵図相添申候、然ル上者、後日古証文出候共、可為反古候、此度双方方中村年寄中へ相届、譲り渡候上者、少茂相違無御座候、此田地二付、万一何方方如何様之六ツケ敷儀出来候共、加印之者我等罷出、急度埒明、少茂其御寺江御苦勞掛ケ申間敷候、為後日譲り渡し証文、依而如件

円光寺家来譲り主
岩助印
証人親類

寛政九巳年三月

権左衛門印

宇治

養徳寺

御納所

一九八・

伊勢国安芸郡久知野村内高百石者、為 御供田所奉寄附之状如件

從二位權大納言

寛永十二年乙亥九月廿八日

源頼宣（花押影）

伊勢内宮

慶光院

二〇〇・

六歌仙筆者目録

僧正遍昭

西園寺大納言政季卿

在原業平朝臣

岡崎宰相国久卿

喜撰法師

桜井三位氏敦卿

文屋康秀

日野西左少弁兼栄

小野小町

竹屋三位光兼卿

大伴黒主

勘ヶ由小路中納言韶久卿

二〇一・

色紙出来之

天智天皇

関白殿

持統天皇

右大臣殿

順徳院

内大臣殿

猿丸大夫

徳大寺左府

素性法師

同大納言

中納言行平

今出川大納言

大江千里

坊城大納言

菅家

油小路大納言

三条右大臣

花山大納言

貞信公

葉室大納言

紀貫之

清閑寺大納言

清原深養父

万里小路中納言

右近

葉室宰相

参議堂

竹屋宰相

清少納言

阿野宰相

左京大夫頭輔

樋口三位

蟬丸

五条中納言

相模

堀川三位

兼盛

久我中納言

凡河内躬恒
広幡中納言
俊恵
高辻少納言
待賢門院
田向中務
源兼昌
勘解由小路三位
西行
勸修寺宰相
慈円
庭田侍従
壬生忠岑
清閑寺中納言
藤原道信朝臣
中園三位
坂上是則
三条中将
道因
四辻少将
殷富門院
東坊城侍従
寂蓮
目西

二〇三.

請取申金子之事

一、金子四両壹歩トはかき八匁、慥ニ請取申候、右ハ我等家うり申候金子也、為後日一筆如此ニ御座候、以上

いぬノ

九月廿二日

杉館藤大夫（印）

こりば勘右衛門

まいる

二一〇.

当月御祈祷之御祓大麻并熨斗鮑、献上之候、右之趣遂披露者也

五月十九日
脇中務
安宅（花押）
山本大夫

二二四―一.

（付箋）

「享保五子年四月

紀州様御参宮之節

御備并諸方へ被下置候

御祝儀之受取書也」

二二四―二.

覚

紀伊国様此度御参 宮就被為遊候、月読宮江之御散錢料白銀一枚、伊弉諾宮江之御散錢料白銀一枚、右之通り被成下、難有頂戴仕候、為念如此御座候、以上

月読宮
伊弉諾宮

内人役人尾崎多門名代

菊田半左衛門（印）

子ノ四月廿八日

右同役人西井藤内名代

同重計（印）

山本大夫様

御役人中

二二四―三.

覚

紀伊国様此度御参 宮就被為遊候、風宮江御散錢料白銀壹枚被成下、難有

頂戴仕候、為念如此御座候、已上

子
四月廿九日
添伝使（印）

山本大夫様
御当番中

二二四―四・

覚

紀伊国様此度御参 宮就被為遊候、御祝儀白銀三枚被成下、難有頂戴仕候、
為念如此二御座候 以上

宮川船請所

子之
長三郎（印）

四月廿五日
庄次郎（印）

太次兵衛（印）

甚左衛門（印）

市助（印）

山本大夫様
御当番中

二二四―五・

覚

紀伊国様此度御参 宮就被為遊候、本 宮江御散錢料白銀拾枚被成下、難
有頂戴仕候、為念如斯二御座候、以上

内宮奉行会所

泉藏人（印）

子四月廿八日

山本太夫殿

二二四―六・

覚

一、白銀貳枚 長官
一、白銀九枚 九人神主中

右就 紀州中納言様御参宮、為御祝儀被遣之、慥ニ受取申候、仍為念如
此二御座候、以上

子四月廿八日
内宮
家司太夫（印）

山本大夫殿

二二四―七・

覚

紀伊国様此度御参 宮就被為遊候、為御祝儀白銀貳枚被成下、難有頂戴仕
候、為念如此御座候、以上

宮川

子ノ四月晦日
兩宮舟目付（印）

山本大夫様
御当番中

二二四―八・

覚

紀伊国様此度御参 宮就被為遊候、為御祝儀鳥目壹貫文被成下、難有頂戴
仕候、為念如此御座候、以上

御垣役人

濱田吉大夫（印）

同断

藤田八郎兵衛（印）

子四月廿八日

山本大夫様

御当番中

二二四―九.

覚

紀伊国様此度御参 宮就被為遊候、荒祭宮江御散錢料白銀一枚被成下、難有頂戴仕候、為念如此御座候、已上

子

四月廿九日

江見彦之丞（印）

山本大夫様

御当番中

二二四―一二.

覚

紀伊国様此度御参 宮被為遊候二付、子良殿江御散錢料白銀壹枚被成下、難有頂戴仕候、為念如定二御座候、以上

子ノ

大子良殿当番

原左京（印）

四月廿九日

山本大夫殿

二二四―一〇.

覚

紀伊国様此度御参 宮就被為遊候、八十末社江為御散錢料鳥目三貫文被成下、難有頂戴仕候、為念如此御座候、已上

八十末社年寄

柳田賀太夫（印）

子

卯月廿八日

岡田藤右衛門（印）

山本大夫様

御当番中

二二四―一一.

覚

紀伊国様此度御参 宮就被為遊候、為御祝儀鳥目壹貫文被成下、難有頂戴仕候、為念如此御座候、以上

大麻役人

中川小右衛門（印）

子

四月廿八日

山本大夫様

御当番中

二二四―一三.

覚

一、白銀拾枚
右者、此度

紀伊中納言様御参 宮二付、年寄中江為御祝儀被為遣、慥請取申候

一、金貳歩

右者御同前、為御祝儀役人上野清助被為下置候、慥請取申候

一、金貳歩

右者御同前、為御祝儀役人寺田孫大夫被為下置候、慥請取申候

右之通、其元様方御持進、慥請取申候、為念如此候、以上

会合役人

子 四月廿八日 上野清助（印）

山本采女様

二二五―一〇.

（包紙）

享保十二丁未六月廿二日辰ノ刻御 参内

周奥上人成御参 内目録三通入

二二五―一・

上人号御礼目錄

法皇様

杉原十帖
純子一卷
若布一卷

女中御両人様 金子貳百疋宛

御小取次 鳥目二十疋

以上

勢州慶光院

周奥

二二五―三・

上人号御礼目錄

禁裏様

杉原十帖
純子一卷
若布一卷

上臈御局様

小鷹十帖
紗綾一卷

長橋御局様

小鷹十帖
紗綾一卷

大御乳人様

小鷹十帖
紗綾一卷

丹後様

小鷹十帖
末広一本

御小取次

鳥目三十疋

御取次中

銀子貳両

御奏者所

鳥目二十疋

以上

勢州慶光院

周奥

二二六・

一札

今般、浦田町毘沙門寺之儀二付、享保年中証文之通二無之由二而、岩田左京被致出訴候処、各御取扱二而内済被下候、然者前証文之通、無油断寺致修覆、寺領少も相違無之、売券質物二茂書入申間敷候、為念仍而一札如件

宝曆九己卯十月

山本数馬（印）

同 式部（印）

友井内藏之進殿

車 主鈴殿

山本縫殿之助殿

二二七・

添証文之事

先年御田所預り申候節、差上候百姓手形証文ニ、少々四方境相違候処御座候二付、此度被得相改、四方境逐一書記シ入御覽二候、田在所其外文言等者、指上置候証文之通也

覚御田所四方境如左

楠部領田

一、壱石壱斗代一ヶ所

東ハ大溝限
南山田松野彦右衛門田限
西溝限
北蓬萊右兵衛田限

同領田所

一、五斗五舁代一ヶ所

東大溝限
南菩薩山称往院田限
西溝限
北中村長右衛門田限

同領まめ田

一、六斗代 一ヶ所

東久世戸大助田限
西山田松野彦右衛門田限
南溝限
北大溝限

右之通、少し茂相違無御座候、為後日添証文如件

宝曆十三癸未年八月

百姓中村

佐七印

請合中村

久左衛門印

養徳庵様
御納所

二二八.

一札

一、金三両也

右者、無抛要用之儀御座候ニ付、借用申処実正明白ニ御座候、返済之儀者
来ル九月限、元利無遅滞、急度返納可仕候、仍て証券如件

安政三年丙辰七月 蓬萊監物(印)

証人

河村八郎(印)

山本采女殿

二二九.

てらへてれ くもれはくもれ おのつから

らく路の月の かせにすむ身を

わかのうちハ たかすミなれて 古寺の

のきのしのふを おもひこそやれ

(奥書)

一、延宝四年辰八月廿四日 前慶光院周貞上人辞世

自筆

※一部修正箇所が見られるが、擦り消されている。

二三〇.

永代売渡申家屋敷土蔵之事

一、在所者中之切町東側屋敷壹表

四方境

東ハ山本采女殿屋敷限り
西ハ大道限り
南ハ柳田賀大夫屋敷限り
北ハ杉本作兵衛屋敷限り
但し地尻山本采女殿屋敷限り

表口二間式尺
裏口二間壹尺五寸
長サ南十三間壹尺八寸五分
北十三間式尺寸

一、間口二間 奥行六間半 家壹軒

一、間口九尺 但し外割 奥行二間 土蔵壹ヶ所

右之家屋敷土蔵、我等雖為持分、急用依有之、代金五拾壹両、永代其御元
江売渡申処実正明白也、双方町内江御届申置候、右之家屋敷土蔵ニ付、
如何様之六ヶ敷義致出来候共、我々罷出、其御許江少茂御苦勞ニ掛申間敷
候、為後日売券証文、仍而如件

売り主

勘右衛門(印)

明和九 辛卯年四月

証人

長兵衛(印)

口入

孫左衛門(印)

岡田安記殿

二三一.

古筆一包之内十六枚切目録

一、飛鳥井殿頼孝筆

連歌ノ懷紙一枚

一、東寺金勝院日清筆

林亭暖酒ノ侍一枚

一、飛鳥井榮雅筆

月歌中舟西行法師

月さゆるあかしの切

一、妙心寺鉄山和尚筆

侍ノ切一枚

堯憲

一、常光院法印筆
侍ノ切一枚

一、伏見院様御宸筆
侍一枚

一、素運之文之切一枚

一、為家卿御宸筆
まてといひノ切一枚

一、世尊時殿行尹筆
九夏三伏ノ侍一枚

一、青蓮院様尊伝筆
御手本ノ切一枚

一、先度良薬と有之文
筆者不知 一枚

一、徹書記 侍歌一枚

一、相国寺横川和尚筆
侍ノ切一枚

一、連歌師宗養筆
文ノ切一枚

一、永深永運筆
懷紙切一枚

一、連歌師宗長筆
懷紙ノ切一枚

右之通、札相改則壺包ニ符し申也

以上

元禄二巳ノ七月下旬 以也

二二三

申合一札

一、此度御讓申候和泉国堺、岸和田、紀伊国町村之檀所一円、家名切替之節、右旦所不得心之方有之候ハ、此方右檀家江願入、其御元之御旦家ニ相成候様可致、万一且家不得心ニ候得者、右本金并利足金共、急度勘定相立、其御元江相渡し、少茂御損掛申間敷候

一、五ヶ年過候ハ、諸事御祈禱、其御元ニ而御勝手次第御勤可被成候、若此方へ御参宮人罷参候ハ、一々案内ヲ付、其御元江早々御引渡可申候

一、右之旦所讓返し之年限切候節、元金参拾五両之处江、為増金四拾五両、都合金八拾両ニ而永代讓渡し可申候

一、此旦所、外方望之人有之候而も、他江讓渡候儀急度致間敷候、永代其御元所領ニ可被成候、右檀家五ヶ年之間者不及申、此方右之旦所へ、曾而致徘徊間敷候、勿論右之旦所ニ而、借用金等無御座候

一、例年檀廻勤ニ御越被成候節、御初穂残り候而

(中欠)

一、此度其御許江讓り申候檀所、御初穂帳面之通相違無御座候、万一御初穂帳之へ高方不足致シ候ハ、此方急度相弁、少茂御損申間敷候

一、此度御出金被下候本金参拾五両也、内拾両、去年之秋勤御檀廻之節、集り候初穂ニ而、利分之差引無御座候、残之本金廿五両之利分ハ、月一割之勘定を以、五ヶ年之内年々無滞、金三両宛差上可申旨申合候、然ル所、来ル午年限之砌、元利無滞御勘定申、此方江讓返し可申順ニ相成候得者、月一割之利潤ニ而者、其御元御損毛相立候事故、一ヶ月金壹両ニ付八分宛之利分致勘定、差上可申候、若右之利潤相滞候ハ、加判之者急度相弁へ、少茂其御元へ御損掛申間敷候、若亦此方江取返し不申、永代其御元之所領与相成候得者、本証文之通、双方右之出入無御座候上ハ、此一ヶ条可為反古候、仍而申合一札如件

年月日
借り主
印

親類請人

三人印

家来

三人印

殿

二三四

借用申金子之事

一、金拾伍両也

但し利足月老割之申合

右之金子、無抛要用ニ而借用申処実正明白也、返済之儀者、来卯年八月、元利無滞返済可致候、尤為引当、先年玉串大夫土屋大夫方讓請置候拙者持分旦那

京都西陣細川町

家数合凡三百廿七軒

丹波国 在々

但し帳面三冊古証文三通

上総国

家数合凡七百軒余

但し帳面老冊古証文老通

右之通、書入帳面并古証文相渡申候、万一反金相滞候ハ、師職讓引之通、讓渡証文相認、尚又双方方会合所へ相届候砌、勤方帳面取揃相渡し可申候、其節一言之異議申間敷候、為其親類連印を以、借用手形如件

嘉永七甲寅年八月

桐 土佐 (印)

太郎 石見 (印)

山村 山平

山本大夫殿

二三五

来札令被閱候、公方様 内府様 若君様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤候、将又御祈禱執行付、品々献上之由得其意候、随而肴一種被相贈之欣然之至候、恐々謹言

植駿河守

九月十八日 家長 (花押)

山本大夫殿

(裏書)

「古証文

古書長持ニ

納へし」

二三六

借地証文之事

一、此度私住居仕候屋舗、無抛依要用、其御家江以樽代御譲り申上候ニ付、早速立退可申之処、差当り引移り候所も無御座、難渋仕候ニ付、其段御歎申上候処、来ル申年迄三ヶ年之間、是迄之通御差置被成下候段、難有奉存候、右年限り相立候ハ、急度立退可申、其節ニ至違変之義有之者、可印之者罷出、少しも御苦勞筋相懸申間敷候、尤屋舗年貢として壹ヶ年三拾八匁ツ、急度相納申候、若相滞候ハ、年限り不抱御屋舗立退之儀、御差図之通可仕、其節一言之儀申間敷候、依而一札如件

安政五戊午年九月

借主

杉本卯之助 (印)

請人

細井定右衛門 (印)

同

舛屋半藏 (印)

山本采女様御内

山口莊輔殿

二二七.

弥御安全珍重奉存候、然者先日御談申上候梅谷勝大夫相続之儀、夫々方及相談漸致詰定、今日本家梅谷左近殿へ下書差遣し候所、即刻本紙被相認差出され候、右二付、会合所へも右之趣申上置候、各様二も左様御承知可被成候、尤本紙者、後日集会之節可入御覽と奉存候

一、右之趣会合所へ申上候節、役人中方被申候者、此度 御幸一条二付、町在江も他参留被申請候間、其許御仲間中二も、左様御心得可被成段申聞られ候間、是又御承知可被成候、以上

八月十八日

山本玄蕃

刀祢彈正様

上野主税様

上野右衛門様

山本左近様

太郎主殿様

岡田主水様

中林左門様

柳直江様

布谷図書様

二二八.

御請

一、金五両也右者

御遷宮之御時節、

御両所様御参宮料二被下置、難有頂戴仕候、為念

御請書如此二御座候、以上

嘉永二_{己酉}年九月十二日

子富源大夫(印)

山本様御番所

御使善藏様

二二九.

覚

一、文金貳兩壹分船江与四兵衛江渡ス
年貢代

右ハ半左衛門取次わたす

午ノ九月廿二日

二三〇.

(端裏書)

「此証文二付、□□方受取書入内済候也」

一札

今般、浦田町毘沙門寺之儀、享保年中証文之通無之由二而、岩田左京被致出訴候処、各御取扱二而内済被下候、然者前証文之通、無油断致寺修覆、寺領少茂相違無之、売券質物二も書入申間敷候、為念仍一札如件

山本数馬印

年月日

同 式部印

友井内藏進殿

車 主鈴殿

山本縫殿之助殿

一札

此度浦田町毘沙門寺之儀、享保年中之証文ニ致相違候ニ付、手前方致出訴候処、各御取扱ニ而、山本数馬前証文之通、無油斷寺被致修覆、寺領少も無相違様ニ有之、勿論壳券質物ニも書入申間敷申候事致承知候、依之任御取扱ニ候上、申分無之候、仍而為念一札如件

年月日

岩田左京印

友井内蔵進殿

車 主鈴殿

山本縫殿之助殿

二三一.

目錄

尚延改末延名乗附号

末延花押極

権祢宜職末延

明和元年冬
補任

叙爵 末延

同冬後十二月廿五日
到來式年五月

同 祭主許状

同 司奉行宮奉行

尚延改末延 祭主聞届状

末清養子末延祭主聞届附

并名乗改聞届一通

西正月

尚有改(印)

二三二.

口上覚

一、此度金子八両借用ニ付、尾州智多郡則書入旦帳面之内、小鈴ヶ谷村樽水村大谷村、此節長面差上可申候处、右之帳面先達而旦廻用ニ付、荷

物入彼地へ差遣置候、此節廻廻致し帰宅之上、早々右帳面御引渡可申、夫迄延引被成下候様被頼申上候处、預御承知忝奉存候、依而帰宅之上ハ、無間違早々帳面差上可申候、為念如件

文化十四丁丑年十一月廿九日

梅谷大夫(印)

中川数馬殿

二三三.

(端裏書)

「是ハ残り代也」

覚

一、金子壹歩ト拾四匁

右之通、慥ニ請取申所実正也

享保十三年

井面内膳(印)

申ノ四月五日

清五郎

二三四.

差上申一札

先達而より御屋敷借用仕候而、久敷居住仕候、尤御年貢羽書四拾貳匁九分ツ、納所仕来候处、此度増地御願申上候处、御聞届被成下候而、絵図之通増地借用仕候、然処先達而金拾両御用達申候に付、右金拾両之利足、年々御年貢相済申候段被仰付承知仕候、併右金拾両御返金之上者、右是迄之通之羽書四拾貳匁九分御年貢江、増地御年貢拾四匁、都合五拾六匁九分ツ、年々御納所可仕候、尤御屋敷御入用之節者、何時にて茂急度明渡可申候、勿論引料等之御願者、一円申上間敷候、為後日差上一札仍如件

明和九壬辰年十月

田中新右衛門

後家(印)

太郎館様御内

浜田吉大夫殿

同 長兵衛殿

二二七.

(繼目裏書)

「文政七年後八月九日

(荒木田尚永
(花押)」

宮奉行、祭主下知司奉如右、仍任式文祓清後家雜
罪、為令供奉神事差權祢宜荒木田神主尚永、御巫
内人奉行如件、以奉行之

到来

文政七年後八月九日

祢宜從二位荒木田神主(經陰)(花押)
祢宜從三位荒木田神主(守訓)(花押)
祢宜從三位荒木田神主(經下)(花押)
祢宜從三位荒木田神主(守民)(花押)
祢宜從三位荒木田神主(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(守常)(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(氏養)(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(守良)(花押)
祢宜正四位上荒木田神主(經美)(花押)
祢宜從四位上荒木田神主(守約)(花押)
祢宜從四位下荒木田神主(花押)
祢宜

※本文書、祭主下文・宮司施行狀を欠く。

※祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり。

二三八.

永代売渡申畠之事

合八升まき在所ハ

東ハ大工新兵衛畠ヲ限
南ハくらや三右衛門畠限
西ハ大工新兵衛畠限り
北ハみそかきり

岩井田中切也

右、依急用有、金子壺両式歩二売渡申事実正明白也、若天下大法之地おこ
し徳政行候共、於此畠ハ相違有間敷候、たとひ本文書出来候とも、可為ほ
んくう候、是ヲ本文書と用可申候、道ハひかしより大工新兵衛くらや与六
畠ノ間二三尺の道あり、仍為後日如件

慶長二年丁酉霜月吉日 家久(花押)

うりぬし中村とき与五衛門尉

口入 甚四郎

同 孫三郎

たち

新丞殿様

参

二二九.

山本系譜

清和天皇七世之孫、新羅三郎義光三世、山本遠江守兼左兵衛尉義定(江源
山本柏木綿織之祖)、十九世山本左京進義里、生江州浅井郡山本里、義里母
箕浦氏、其先数代仕京極佐々木家有軍功、後仕六角佐々木家、義里無男子、
姉清順上人為内宮慶光院住職故、依上人之媒介、養内宮祢宜長官山幡満經
之裔経政、嫡子経時為子生義季、先是実子義純生故、義純成長之後、父子
共帰勢州、是当家之始祖也

山本左京進義里

法名陽德院寿岳道機居士、行年五十二歲、
天文四年生、天正十年六月三日明智光秀
攻江州觀音城之時戰死

系譜一曰

自清和天皇七世、從新羅三郎義光三世、山本遠江守兼左兵衛尉義定、江
源山本柏木綿織之祖、自義定十九世山本左京進義里、產江州淺井郡山本
里（山本者、江北淺井郡、自長浜二里北、自木ノ本一里、自小谷自興吾湖一里半、
自竹生島一里半、有山本山之所也）、義里母箕浦氏、其先數代仕京極佐々木
家有軍忠、後仕六角佐々木、義里清純上人勢州內宮慶光院住職、神職山
幡滿經、經景之末葉、知発二而孤独、母兄弟內宮一ノ鳥居ノ東居住、新
十郎經時十五歲之時、義里的成養子改義時、賀江州へ引越、并母姉妹四
人共在江州伊甲、義時姉清純上人、初ヨリ為弟子周養上人是也、永禄十
一年、江州箕浦合戦有忠、同年義里実子七助義純、生甲賀郡、義時度々
從義里合戦有功、元龜三年、義時産伊甲、右馬之助義季母淺井氏孫義里
女也、義純成長之後、義季歸勢州上人之寺、改山本新之丞、周養上人二
介抱義里者、天正十年六月三日、明智日向守光秀江州觀音城攻之時戰死、
義純穿浪是山本氏之祖先也

慶光院古記曰、自清和天皇以下仕六角佐々木迄、前文之俣

永禄七甲子年、淺井郡山本ニ於テ、新太郎義忠ヲ生、母ハ淺井氏、天正
十年六月三日、明智日向守光秀、攻江州觀音寺城之時、佐々木家滅亡、
義里戰死、陽德院寿岳道機居士ト号ス、永禄十一辰年、山本七助義純甲
賀郡ニ生ル、母沢田氏、山本新太郎義忠穿浪之時、勢州內宮ノ權官山幡
氏之子新經時養子トス、伊甲ニ住ス、義忠女子濃州ニ有之、清順ト云尼
ト成、其後播磨国姫路、紀州熊野、江州多賀、勢州山田ニ有、淺井氏依
為縁者、逐日立身ス、於勢州內宮有大功、上人ニ転任ス、義忠実子出生、
瀬兵衛義康ト云、經時晦乞勢州ニ帰ル、其後度々江州エ参テ、義忠安否
ヲ尋ヌ、時ニ江州浜辺ニ有訴論之儀、中立ト成テ劬勞ス、月経□濟時ニ、

瀬兵衛義康病死ス、義忠老年ニ及テ、再経□□呼、如元讓家名、經時男
子新之丞義時、女子四人ハ勢州ニ来テ清順上人之附弟ト成、周養上人ト
号、年経テ繁昌、依之兄新之丞義時姉三人此処才兵衛
龜弥左衛門、江州志賀ニテ尋
逢来、山本新之丞義時は也

系譜一曰

新羅三郎源義光ノ苗裔ニシテ、江州山本ノ里ニ居住ス、慶光院■清順上
人ノ兄也、義里始男子ナクシテ、山幡新之丞經時ヲ養子トシテ、息女ヲ
妻トス、一子ヲ産ス、字ヲ龜鶴ト号ス、其後義里男子出生ス、權兵衛義
純ト号ス、于時慶光院周養上人、信長公、秀吉公、家康公ノ帰依ニテ寺
繁荣ス、コレニ依テ、手扶ト称シ、山本左京進義里ヲ慶光院ニ引取、養
子新之丞下人弥左衛門ト云者ヲ召連来、是山本大夫ノ元祖也

江州山本家系云

義純、從松倉右近大夫、所々有武功而、大顯武名也、義純後右近大夫及
豊後守重三子、為家臣之長、義純子義安、至豊後守、嫡男長門守之時、

有故而□住于撰州大坂、于時寛永九壬申之歲也、其後義安、蒙源定之招、

来于予洲松山也、權兵衛義安、其子權兵衛義統、三代官禄□、無恙勤

隊將之役、仕源定在于予洲

天兒屋根命十代国摩大鹿島命一名雷臣
ト部始祖嫡孫天見通命裔皇太神宮一祢宜荒木
田忠興天延元年
任一祢宜四代山幡一祢宜滿經天喜元年
任一祢宜十五代山幡彦馬忠經三代

山幡四郎右衛門經政 法名心円了覺禪□

嫡子新之丞經時 後改義時

女子 梅谷エ嫁ス

女子 角屋エ嫁ス

女子 周養上人 慶光院清順上人弟子

女子 河合ニ嫁後再縁松井林左エ門エ嫁（浦田氏ノ祖先）
是周清上人之母也

法名心月妙円信女 正月二日卒

義時 初経時 新之丞 法名鐘隣久松居士 慶長十年十月二日死 行年六十八歳		同妻 左京進女 法名月照法明信女 九月十八日死		女子 周宝上人 周清上人弟子 寛文十七年五月五日遷化		女子 岩崎主水久治工嫁 法名梅岳恵心大姉 万治三年七月二十九日死		義季 右馬之助 亀鶴 法名高山月窓居士 後改末朝 寛永十六年九月廿五日死		寛永三年閏四月一日 造内宮四頭職被仰付		同妻 土屋左京女 法名梅窓瑞栄大姉 貞享三年三月二十七日死		二男 三郎左右衛門末富 法名信源寿敦居士 別家ヲ建ツ山本数馬大夫之祖 元禄十四年十二月十八日死		三男 権左右衛門重親堅 権祢宜荒木田重親 友屋氏養子後改重親 元禄元年十二月六日卒		四男 五郎八末忠 権祢宜荒木田舎親 泉氏養子改舎親 元禄十五年十二月六日卒		五男 早世 竹之助 法名心安了空童子 寛文二年七月二十日死		女子 蓬萊勘解由妻 法名恵林宗智大姉 寛文五年十一月廿八日死		女子 周長上人 周宝上人弟子 慶安五年四月十日遷化	
---	--	--	--	---------------------------------------	--	---	--	---	--	--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--------------------------------------	--

女子 蘭田守隆妻 法名天祐院祥宝義慶大姉 元禄九年九月二十八日死		女子 岩崎主水女 法名松岩寿貞大姉 宝永四年十月二日死		女子 坂妻		末慶 右馬ノ助 采女 法名竹堂宗節居士 六右衛門尉 延宝七年四月六日死 造宮四頭役 寛文六年丙午公儀師職被仰付 同九年於当国生桑村二百石頂戴 委細在系譜付録		同妻 赤塚七左衛門女 法名貞心院享岳良元大姉 山田 元禄九年九月十九日死		女子 周貞上人 延宝四年八月二十四日遷化 別腹		二男 六之助 法名瑞林素祥信男 岩崎主水久治養子 延宝七年三月十六日死 改主水		女子 早世 法名花屋宗顔童女 明暦三年六月廿五日死		女子 早世 法名一漚超永禪定尼 万治二年七月十一日死		末辰 李太郎 主殿 権祢宜正五位下荒木田□辰 縫之助 享保□□□□□卒 万治二年三月十七日□ 内宮四頭職々代被仰付 六十九歳	
---	--	--	--	--------------	--	---	--	---	--	------------------------------------	--	--	--	--------------------------------------	--	---------------------------------------	--	---	--

元禄二年八月七日補清酒作内人 宝永七年十月一日補権祢宜 同年同月同日叙従五位下 同年十一月十一日叙従五位上 従是子々孫々叙爵		同妻 八宮良純親王養女 於留理ノ方 法名靈徳院仙林貞寿大姉 宝永二年八月十日死	
妾 実梅園殿御娘母於満ノ方 法名般舟院相誓慈昭大姉 宝曆二年十一月二十四日死		女子 周奥上人 周香上人弟子 妾腹 宝曆九年八月五日遷化	
末高 監物 松太郎 采女 権祢宜正五位荒木田末高 元文元年七月十七日卒 六十五歳		同妻 於登和 西本願寺家光 池永主税女 法名慈法院浄因智元大姉 宝永三年十月十四日死	
後妻 藤堂家縁者玉木氏女 玉置作兵衛妹也 法名円覚院昌屋妙栄大姉 宝永六年八月十四日死		後妻 於百 藺田主計姪 出生鳥羽 法名照光院□室妙祥大姉 享保五年□月十三日死	
後妻 初妾後□□ 中之地藏奥野氏女 法名戒覚院定□寿妻大□ 宝曆十三年□月五日死		妾 宇佐見屋蝶 茶屋女 法名法林妙慧信女 宝永四年十月晦日死	

「妾 於三 昌屋妙栄之腰元 法名秋光妙白大姉 享保十九年九月三日死	「二男末盈 李太郎 早世 法名本體如幻童子 宝永二年九月廿五日卒 年八歳	「三男 早世
---	---	--------

二四〇.

一、上使式部大夫様、朝御膳春木方ニ而あかり候て内宮へ御参、丹後殿御同道、采女春木主水太郎大夫あんなひ、我等も神前へ参候、御太刀木太刀御馬代金拾枚、御太刀ハ奉納、御馬代拾枚、御もくろくハ采女頂戴仕候、御下向ニ、采女方へ式部様丹後様御立寄、御膳緩々とあかり、御祓前々の通、万度上箱ニ入のし十は箱ニ入、其上を包申候事、式部様へ万度のし五は進上申候、是万度上箱ニ入申候、式部様采女ニ、御ひとへ御かたひら御樽代三百疋、御持参ニ而、外宮之御けつさいのため、采女方にて御きよすひ被経候事、但下々迄御料理進上候、慶光院殿使ニハ、采女方へ織部被参候事

寛文七年未年五月廿九日

一、御上使御迎ニ、川はた迄采女殿被参候刻、川はたニ而御目見、それ方山田御師かめた太郎大夫方へ御着候て、それへすくニ参候而、又御目見候て、先年之通明日内宮方先へ御参、御下向ニ采女方へ御立寄、それ方外宮御参、御祈禱ハ前々の通と被仰候由にて候事、今晚ハ太郎大夫方ニ御とまり、明朝春木方へ御越被成候由にて候事

一、人馬もし入候はんよし、兵左衛門方へ申渡候事

一、紀伊 大納言様、御ゐんきよ被遊候様ニとの上意にて御座候由、本間五兵衛殿方御申越事

六月一日

二四一

(包紙)

「

由緒書

内宮御師

山本大夫

」

権現様方 御代々由緒を以、慶光院江御祈禱被為仰付、御祓大麻献上候御事

嚴有院様 御代、唯一宗源神道御改被為遊、慶光院依為親元山本大夫江、寛文六年三月十六日、御師職役被為仰付、酒井河内守様、加賀爪甲斐守様、伊勢御奉行桑山伊兵衛様二而、当五月方御祈禱奉執行、御祓大麻御熨斗奉献上候様被 仰渡候、勢州三重郡生桑村之内高式百石、生桑村之内、右之所当午年物成、山本采女江被下之候間、可被相渡候、御老中御証文者、御勘定所江御差置候二付而如斯候、以上

寛文六年六月二日

竹内八兵衛

設楽七左衛門

長谷川久兵衛

佐野平兵衛殿

二四二

永代御譲り申上鍬代田所之事

一、有所者、浦田町建国寺山之内椿尾山北之方谷間之田所 拾壺ヶ所

納米 五斗也

外ニ鍬代年貢、当丑年方来ル卯年迄、三ヶ年之間三升三合宛、辰年方壹坪ニ付八夕宛、建国寺納り方

右之田所、今般私開発仕、其御家江樽代金拾両を以、永代御譲り申上候間、代金儘ニ請取申候処実正明白ニ御座候、右御年貢之儀者、五神加持北定免之申合、聊無滞相納可申候、尤非常之凶作二而、年貢御用捨被成下候共、鍬代年貢之儀者、急度相納可申候、其外水旱損等之割引、曾而御願申上間

敷候、且又此田所之儀ニ付、万一外方方如何様之故障申出候共、本人者勿論、加印之者罷出、聊御苦勞筋相掛申上間敷候、仍而御双方方建国寺江相届候上者、已後遺失之儀無御座候、依之永代御譲り渡申上証文如件

嘉永 癸 六年四月

譲り主 今在家町八番組

重助(印)

親類証人 同所十番組

久吉(印)

同証人

中之切町五番組

栄藏(印)

山本采女殿

御役人中

追而、右田所統開発半之儀二而、未夕坪数改相請不申候間、右改之上、鍬代年貢等与前書書改可申候、以上

※紙継目裏印あり。

二四三

(端裏書)

「口 宣案」

「上卿 大炊御門大納言」

享保二十年十一月三日 宣旨

從五位上荒木田末範

宜叙正五位下

藏人右中弁藤原規長 奉

二四四

(端裏書)

「未辰本職」

祭主下

太神宮司

正六位上荒木田神主末辰
右人、補任 皇太神宮權祢宜職如件、宮司宜承知、因准先例、令勤職掌、
以下

宝永七年十月一日

祭主從二位行神祇大副大中臣朝臣 (景忠) (花押)

.....

司奉行、祭主下文如右、神主宜承知、因准先例、令勤職掌、以奉行

宝永七年十月三日

大司從五位上行神祇大副大中臣朝臣 (隆亮) (花押)

權大司

少司

..... (繼目裏書) [十一月廿六日] (荒木田氏雅) (花押)

宮奉行、祭主下知司奉行如右、依任式文祓清後家雜罪、為令
供奉神事差權祢宜荒木田神主氏雅、御巫内人奉行如件、以奉
行也

到来 宝永七年十月三日

祢宜正三位荒木田神主 (守相) (花押)

祢宜從三位荒木田神主 (氏貞) (花押)

祢宜正四位上荒木田神主 (經晃) (花押)

祢宜正四位上荒木田神主 (永親) (花押)

祢宜正四位上荒木田神主 (守夏) (花押)

祢宜正四位下荒木田神主 (氏風) (花押)

祢宜正四位下荒木田神主 (守世) (花押)

祢宜從四位下荒木田神主 (氏基) (花押)

祢宜從四位下荒木田神主 (守有) (花押)

祢宜從四位下荒木田神主 (經豊) (花押)

※祢宜連署部分と繼目に「内宮政印」の朱印あり。

二四五.

永代壳渡申土藏納屋地面之事

一、有所者中之切町東側屋敷 壺面

表口 式間貳尺

四方境

東 山本城之助殿屋敷限 裏口 貳百壹尺五寸
西 大道限
南 柳田駕大夫屋敷限 長サ 南十三間老尺八寸五分
北 杉本与治右衛門屋敷限 北十三間貳尺二寸

一 納屋 間口貳間二尺 奥行 三間

一 土藏 間口九尺 奥行 二間

右之納屋土藏屋敷、我等雖為持分、急用依有之、代金拾八兩二永代其御許
江壳渡申処実正也、双方方町内江も相届申置候、右納屋土藏屋敷之儀二付、
如何様之六ヶ敷儀出来候共、加印之銘之罷出、其御方江少茂御苦苦劳相掛申
間敷候、為後日壳券証文、仍而如件

売主

文化三 丙寅年七月 烏帽子茂手木 (印)

証人 岡田吉大夫 (印)

口入 金藏 (印)

山口友右衛門殿

山本大夫系譜

法名

陽徳院寿岳道

山本左京進源義里

機居士

新羅三郎義光ノ苗裔ニシテ、江州山本ノ里ニ居住ス、慶光院清順上人ノ兄也、義里始メ男子ナクシテ、山幡新之丞経時ヲ養子トシテ、息女ヲ妻トス、一子ヲ産ス、字ヲ亀鶴ト号ス、其後義里男子出生ス、権兵衛義純ト号ス、于時慶光院周養上人、信長公、秀吉公、家康公ノ帰依ニテ寺繁榮ス、コレニ依テ、手扶ト称シ、山本左京進義里ヲ慶光院ニ引取、養子新之丞下人弥左右衛門ト云者ヲ召連来、是山本大夫ノ元祖也

法名

心円了覚禪定門

山幡四郎右衛門経政

嫡子 新之丞経時

女子 梅谷江嫁

女子 角谷江嫁

女子 周養上人

女子 河合氏江嫁、後再縁、他家江嫁ス、是周清上人ノ母儀也

法名 心月妙円信女

義時 初経時 新之丞

法名

鐘隣久松居士

慶長十年十月二日没

法名

月照法明信女

九月十八日没

同妻 周清上人弟子

女子 周宝上人

女子 岩崎氏江嫁

法名 梅岳恵心大姉

寛永十七年五月五日 遷化

義季

造宮四頭役 右馬助

法名

高山月窓居士

寛永十六年九月廿七日没

同妻

土屋左京女

法名

梅窓瑞栄大姉

貞享三年三月廿七日没

二男

三左右衛門末富

別家ヲ建山本数馬大夫之祖

法名

信源寿敦居士

元禄十四年十二月十八日没

三男

権左右衛門重堅

友屋氏養子后重親ト改

権祢宜荒木田重親

元禄元年十二月六日卒

四男

五郎八末忠

泉氏養子舍親ト改称、与左右衛門又奎之助ト改

権祢宜荒木田舍親

元禄十五年十二月六日卒

五男

早世

法名

心安了空童子

寛文二年七月廿日没

女子

蓬萊勘ヶ由妻

法名

恵林宗智大姉

寛文五年十一月廿八日没

女子

周宝上人弟子 周長上人

慶安五年四月十日 遷化

女子

蘭田守隆妻

法名

天祐院祥室義慶大姉

元禄九年廿八日没

女子

岩崎主水妻

法名

松岩寿貞大姉

宝永四年十月二日没

女子

坂妻

末慶 右馬助后采女卜改 又六右衛門尉卜改 法名 竹堂宗節居士 延宝七年四月六日没		造宮四頭役	
寛文六年丙午 將軍家綱公御代、内宮御祈禱師職之蒙仰、同年三月、於御白書院、山本采女末慶始而御目見被 仰付、巖有院殿家綱公ヲ奉拜、并領物御改附 被下置、御師職相勤候ニ付、御朱印拝領、新地式百石、於伊勢三重郡生桑村頂戴之、毎年御年礼ニ罷下、於御白書院相勤御祈禱、御祓大麻熨斗鮑奉献上、御改附ノ御熨斗目御時服拝領、毎歲正五九月、以名代御祓奉献上、御奉書並御時服拝領、且御年礼山本大夫故障之節、以名代相勤独礼之格也 元禄年中書止ニ云		御当家御代々師職之儀、慶光院相勤候処、三拾年以前、巖有院様御代、為仏家神職相勤候儀、不相応之様被為思召、御吟味之上、慶光院師職被為 召上、前慶光院周貞、我等親采女江 内宮師職被為 仰附、諸事外師職春木大夫、同事相勤候様ニトノ御事ニテ、則勢州之内、於生桑村式百石、新被為成下、御祈禱可奉抽懇祈之旨、御朱印寛文九己酉年二月朔日之御日附ニ候得共、三月五日於 御殿中、稻葉美濃守様、寺社御奉行小笠原山城守様、伊勢御奉行桑山丹後守様御出合、右之 御朱印始而親山本采女奉致頂戴候、其後 御代替ニ付御朱印御改、從當 公方様御先例之通、貞享二年六月十一日之 御朱印被為 成下、其奉致頂戴候御事云々	
同妻	赤坂七左衛門女	法名	貞心院亨岳良元大姉 元禄九年九月十九日没
女子	周貞上人 別服母儀異林尼		延宝四年八月廿四日遷化 元禄十一年九月五日没
三男	六之助 岩崎氏養子后主水卜改	法名	瑞林素祥信男 延宝七年三月十六日没
女子	早世	法名	花屋宗顔童女 明曆三年六月廿五日没
女子	早世	法名	一漚超水禅定尼 万治二年七月十一日没

末辰 始松太郎后主殿 又縫殿之助卜改 權祢宜荒木田末辰 享保元年十一月八日卒、 六十九歳		元禄二年補清酒作内人叙正六位 (付箋) 「宝永七年寅十月」正徳 年補權祢宜、叙從五位、 從是時子々孫々叙爵	
同妻	八宮良純親王養女 実梅蘭殿御娘母儀 於留理ノ方	法名	靈徳院仙林貞寿大姉 宝永二酉八月十日
妾	京都ヨリ御付人 上臈頭 上惣 役人 鵜殿平右衛門 御側 佐世	法名	般舟院相譽慈昭大姉 宝曆二年十一月廿四日没
女子	周香上人弟子 周奥上人		宝曆九年八月五日遷化
末高	監物 幼年松太郎后采女卜改		權祢宜荒木田末高 元文元年七月十七日卒、 六十五歳
同妻	本願寺家老 池永主税女於登和	法名	慈法院淨因知元大姉 宝永三年十月十四日没
後妻	藤堂家縁者 玉木氏女	法名	圓覚院昌屋妙栄大姉 宝永六年八月十四日没

後妻	後妻	妾	末盈	三男	女子	女子	女子	女子	女子	女子
蘭田主計姪於百	奧野氏女	於三	松太郎早世	早世	於吉	早世	於福	山本数馬末雅妻 於宮 母ハ秋光妙白大姉	腹卷主膳弘從妻 小宮 母同上 後於登和卜改	大郎求馬妻於梅 母同上 有結納未嫁
法名 照光院麟室妙祥大姉 享保五年八月十三日没	法名 戒覺院定室寿恵大姉 宝曆十三年九月五日没	法名 秋光妙白大姉 享保九年九月三日没	法名 本體如幻童子 宝永二年九月廿五日卒	法名 斜月幽圓童女 宝永七年七月廿五日没	法名 了性童女 元禄六年六月十日没	法名 寒溪如水童女 享保五年十一月廿一日没	法名 智證院法山恵空大姉 延享十四年九月十九日没	法名 智光院觀窓漫樹大姉 享保十八年七月廿八日没	法名 寒空白林童女 享保七年十月十一日没	

二男	同妻	二男	末禮	末範	末清	同妻	末延	末固	同妻	女子
左源后縫殿之助卜改 末盈末夷之母ハ慈法院	腹卷主膳弘中女 於美津	五郎八早世	松太郎	左門后采女卜改 実ハ椿氏男	主殿后縫殿之助卜改 実ハ玉串造酒二男	山本数馬末雅女 於文	五郎若后采女卜改 実坂左門尚有一男	城之助 実中川数馬経充嫡男	福嶋豊後末充妹 ミツ 延恵	於喜増 龍石見妻
權祢宜荒木田末夷 享保七年七月廿四日卒 廿四歳	法名 清祥院安室智穩大姉 延享二年十二月廿七日没	法名 白露童子 享保七年八月七日没	權祢宜荒木田末禮 享保十九年八月十二日卒 十五歳	權祢宜荒木田末範 元文二年十二月廿七日隱居	權祢宜荒木田末清 明和二年三月隱居 六右衛門卜改	法名 実相院華雲妙香大姉 宝曆十四年三月廿九日没	權祢宜荒木田末延			

女子	志嘉後延 福嶋家へ嫁	觀修院禪相妙理大姉 文久三年癸亥正月八日死 年七十
女子	加根別腹	留松院妙相貞覺大姉 弘化二年乙巳九月廿二日死 年五十二
女子	喜和 養子末儀ノ妻	龜山幻宝童子 寛政十年戊午四月廿一日死
男子	龜五郎別腹	常照院韜室慈光大姉 文政十二年己丑四月廿二日死 三十二
女子	鉄別腹 広辻雅楽妻	
末儀	初末安 采女 実福嶋新四郎末柱二男 坂常陸尚昌猶子	権祢宜正四位下荒木田神主末儀 慶応二甲寅年七月廿二日卒 六十八
女子	秀 太郎館季賢妻	慶応二甲寅年八月十八日死
女子	熊 早世	文政四辛巳年九月八日死 年三
末彬	松太郎	権祢宜荒木田神主末彬 文政八乙酉年正月三十日卒 年十二
末邦	五郎八	権祢宜荒木田神主末邦 天保十三壬寅八月三日卒 年二十

目

録

番号	年	史料名	作成	宛先	備考
1	宝暦13年10月27日	〔口宣案〕（荒木田末清従四位下）	蔵人権左中弁藤原伊光奉	（荒木田末清）	（端裏）口宣案/（包紙）口宣案 権祢宜補任状 荒木田末高/宛名が本紙と包紙で異なる
2	文化8年1月11日	〔口宣案〕（荒木田末固従四位上）	蔵人頭右大弁兼中宮亮藤原建房奉	（荒木田末固）	（端裏）口宣案
3	宝永7年12月2日	〔口宣案〕（荒木田末高従五位下）	蔵人頭左中弁藤原尚長奉	（荒木田末高）	（端裏）口宣案
4	安永6年1月11日	〔口宣案〕（荒木田守貞従五位上）	蔵人左少弁兼右衛門権佐藤原頼熙奉	（荒木田守貞）	（端裏）口宣案
5	宝永7年11月11日	〔口宣案〕（荒木田末辰従五位上）	蔵人頭左中弁藤原尚長奉	（荒木田末辰）	（端裏）口宣案
6	明和8年4月28日	〔口宣案〕（荒木田末清正四位下）	蔵人左少弁藤原諫光奉	（荒木田末清）	（端裏）口宣案
7	天保6年1月27日	〔口宣案〕（荒木田末透従五位下）	蔵人権右弁兼右衛門権佐皇太后宮大進藤原愛長奉	（荒木田末清）	（端裏）口宣案
8	安永9年12月4日	〔口宣案〕（荒木田末茂正五位下）	蔵人右中弁兼右衛門権佐藤原頼熙奉	（荒木田末茂）	（端裏）口宣案
9	文政13年1月11日	〔口宣案〕（荒木田末邦正五位上）	蔵人頭右中弁兼皇太后宮亮藤原隆光奉	（荒木田末邦）	（端裏）口宣案
10	文化14年9月21日	〔口宣案〕（荒木田末固正四位下）	蔵人頭左中弁兼中宮亮藤原經定奉	（荒木田末固）	（端裏）口宣案
11	明和2年1月11日	〔口宣案〕（荒木田末清従四位上）	蔵人左中弁藤原伊光奉	（荒木田末清）	（端裏）口宣案
12	寛政2年1月11日	〔口宣案〕（荒木田末固従四位下）	蔵人右少弁藤原宣家奉	（荒木田末固）	（端裏）口宣案
13	享保8年10月7日	〔口宣案〕（荒木田末礼従五位下）	蔵人右中弁兼左衛門権佐藤原俊将奉	（荒木田末礼）	（端裏）口宣案
14	安永4年1月11日	〔口宣案〕（荒木田末延正五位下）	蔵人権右中弁藤原諫光奉	（荒木田末延）	（端裏）口宣案
15	享保20年11月3日	〔口宣案〕（荒木田末高正五位下）	蔵人右中弁藤原規長奉	（荒木田末高）	（端裏）口宣案
16	宝永8年2月22日	〔口宣案〕（荒木田末信従五位下）	蔵人頭右大弁藤原尚房奉	（荒木田末信）	（端裏）口宣案
17	享保8年10月7日	〔祭主下文〕（権祢宜荒木田末礼栄爵）	祭主神祇大副大中臣朝臣（花押）（大中臣徳忠）	（太神宮司大中臣千長）	次第施行状を欠く
18	明和8年4月28日	〔口宣案〕（荒木田末延従五位上）	蔵人右少弁藤原諫光奉	（荒木田末延）	（端裏）口宣案
19	嘉永6年1月30日	〔口宣案〕（荒木田経世従四位上）	蔵人頭左中弁藤原光愛奉	（荒木田経世）	（端裏）口宣案
20	文政12年4月5日	〔口宣案〕（荒木田末邦従五位下）	蔵人頭右中弁皇太后宮亮藤原隆光奉	（荒木田末邦）	（端裏）口宣案
21	延享4年9月21日	〔口宣案〕（荒木田末清正五位下）	蔵人右少弁兼右衛門権佐藤原益房奉	（荒木田末清）	（端裏）口宣案
22	天保3年1月11日	〔口宣案〕（荒木田経得正四位上）	蔵人頭左近衛権中將兼美作権守源重基奉	（荒木田経得）	（端裏）口宣案
23	天保2年1月11日	〔口宣案〕（荒木田末固正四位上）	蔵人頭右中弁兼皇太后宮亮藤原隆光奉	（荒木田末固）	（端裏）口宣案
24	文政7年9月25日	〔口宣案〕（荒木田末彬従五位下）	蔵人頭左中弁藤原共福奉	（荒木田末彬）	（端裏）口宣案
25	嘉永2年8月4日	〔口宣案〕（荒木田経世従四位下）	蔵人頭右大弁藤原俊克奉	（荒木田経世）	（端裏）口宣案
26	弘化3年1月11日	〔口宣案〕（荒木田経世従五位上）	蔵人頭左中弁藤原俊克奉	（荒木田経世）	（端裏）口宣案
27	享保10年1月11日	〔口宣案〕（荒木田末高従五位上）	蔵人左中弁藤原資敬奉	（荒木田末高）	（端裏）口宣案
28	明和8年4月28日	〔口宣案〕（荒木田秀経従五位下）	蔵人左少弁藤原諫光奉	（荒木田秀経）	（端裏）口宣案
29	天正13年閏8月23日	〔左中將宣旨案〕（内宮外宮正遷宮相論下知につき）	さ中將	しゐの一殿	—
30	慶長8年9月9日	〔徳川家康朱印状写〕（正遷宮施行の件につき）	（徳川家康）御朱印	けいくわう院上人	—
31	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）口宣案 権祢宜補任状 荒木田末礼 同末範
32	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）口宣案 権祢宜補任状 荒木田末延
33	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）良純法親王 親王宣下 壱通 二品宣下 壱通
34	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）口宣案 権祢宜補任状其他 荒木田末辰
35	寛政10年9月19日	御頼申上候口上（買得田地の斗代変更につき）	宇治養徳寺 永宗印	—	—
36	（延享年中）4月	覚（御公儀代参につき次第書）	山本大夫	—	—
37	元治1年秋9月	〔瀧川弘済銅章奉納状〕（内宮政印銅章奉納につき）	尾藩古田嘉謀謹具	—	（包紙）奉納銅章 瀧川文六大伴弘済
38	—	〔包紙〕	桐土佐	—	（包紙）證書 壱 桐土佐
39	（宮司）元文2年7月23日 （祢宜）元文2年7月25日	〔宮司施行状・祢宜施行状〕（祭主下文伝達につき）	“大司正五位下行神祇少副大中臣朝臣（花押）（大中臣長矩） 祢宜正三位行荒木田神主（花押）（外九名連署）”	—	（継目裏書）元文二年七月廿五日 氏包（花押）/紙継目に「内宮正印」の朱印あり/祭主下文を欠く
40	寛永2年12月15日	〔將軍家朱印状写〕（両宮正遷宮につき）	御朱印	しゆせい上人	（裏書）右之本紙八天和元極月十三日之夜半御炎上二付 御造宮御願二付神宮年寄申より名代下候て 当寺より依田造酒と同蔵人同十九日二下シ候時 江戸へ持参御繪旨四通 御朱印四通之也仍而写留者也 天和元極月十九日
41	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）たいとく院様御せん宮御しゆみんのうつし

番号	年	史料名	作成	宛先	備考
42	天正13年12月6日	〔宣旨案〕(両宮正遷宮につき)	左中将御判	慶光院しゆ養上人御房	端裏に貼紙の痕跡あり
43	寛文9年2月朔日	〔徳川家綱寄進状写〕(三重郡生桑村の内200石寄進)	御朱印	—	(端裏) 家綱公/(包紙) 伊勢安芸郡久知野村 御墨判 明和三丙戌年三月〇〇日 内宮 山本大夫 御朱印箱に預置/包紙と内容が異なる
44	寛保2年1月9日	〔口宣案〕(荒木田末清従五位上)	蔵人右中弁藤原頼要奉	(荒木田末清)	(端裏) 口宣案/(包紙) 口宣案 荒木田末信 改末夷
45	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 口宣案 権祢宜補任状 荒木田末彬
46	天保5年12月10日	〔宮司施行状〕(祭主下文伝達につき)	大司正五位下行神祇少副大中臣朝臣(花押)(大中臣長福)	—	(継目裏書) 天保〇〇(花押)/紙継目に「内宮政印」の朱印あり/祭主下文と祢宜施行状を欠く
47	文政12年2月28日	〔祭主下文〕(荒木田末邦、内宮権祢宜職補任につき)	祭主正三位行神祇大副大中臣朝臣(花押)(大中臣光忠)	(荒木田末邦)	宮司施行状、祢宜施行状を欠く
48	延享1年4月9日	〔祝詞〕(源朝臣宗直の天下安泰祈願につき)	—	—	—
49	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 大猷院様御朱印写
50	“(下文) 明和1年12月1日(宮司) 明和1年12月8日(祢宜) 明和1年12月9日”	〔祭主下文并次第施行状〕(荒木田尚延、内宮権祢宜職補任につき)	(下文) 祭主正四位下行神祇大副兼左京大夫伊勢権守大中臣朝臣(花押)(大中臣季忠) (宮司) 大司正四位下行神祇権少副大中臣朝臣(花押)(大中臣長義) (祢宜) 祢宜正三位荒木田神主(花押) 外9名	(下文) 太神宮司 (宮司)(内宮祢宜) (祢宜) —	宮司施行状と祢宜施行状の継目裏に「明和元年十二月十日尚友(花押)」/施行状の継目及び祢宜施行状の全面に「内宮政印」の朱印あり
51	享保2年3月	覚(御朱印改につき)	渡辺下総守殿 黒川丹波守殿御支配所/内宮 御師山本大夫	(石川近江守様 根来民部様)	(端裏) 御朱印御改御役 石川近江守様・根来民部様 江充書付也
52	寛永6年2月4日	〔口宣案〕(良純二品親王)	蔵人右中弁藤原俊完奉	(無品親王良純)	(端裏) 口宣案/(包紙) 良純親王江被遣 御輪旨 同へ御知行 御朱印
53	7月19日	〔為隆書状〕(有栖川宮への神号執筆大慶につき書状)	為隆(花押)	(池永主税様)	(端裏) 池永主税様 児嶋佐渡 法迦房
54	慶長19年6月22日	〔將軍家朱印状写〕(多気郡磯村の内100石)	御朱印	内宮周清上人	—
55	天文17年10月24日	〔筒や壺五郎屋敷売券〕	うりぬし 筒や壺五郎	(かいぬし くしや宗二郎)	仲人魚や六郎二郎(略押)
56	—	両宮正せんく御代々のしだい	いせ 慶光院	—	慶長8年～慶安2年
57	寛文9年2月朔日	〔將軍家朱印状写〕(三重郡生桑村の内200石寄附)	御朱印	(内宮 山本大夫)	—
58	6月16日	覚(朱印改につき)	佐野豊前守殿 渡辺下総守殿御支配所/伊勢内宮御師山本大夫	—	—
59	宝永7年11月22日	〔祭主下文〕(荒木田末高、内宮権祢宜職補任につき)	祭主従二位行神祇大副大中臣朝臣(花押)(大中臣景忠)	(太神宮司)(大中臣隆亮)	—
60	(下文) 享保8年9月16日 (宮司) 享保8年9月19日 (祢宜) 享保8年9月19日	〔祭主下文并次第施行状〕(荒木田末礼、内宮権祢宜補任につき)	(下文) 祭主従二位行神祇大副大中臣朝臣(花押)(大中臣徳忠) (宮司) 大司従四位下行神祇少副大中臣朝臣(花押)(大中臣千長) (祢宜) 祢宜正三位行荒木田神主(花押) ほか9名	(下文) 太神宮司 (宮司) 内宮祢宜 (祢宜) —	(端裏) 山本縫殿助六位補任/(紙継目裏) 享保八年九月十九日(花押)/紙継目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
61	(宮司) 元治2年4月4日 (祢宜) 元治2年4月7日	〔大神宮司符・祢宜施行状〕(荒木田経発、内宮祢宜職補任につき)	(宮司) 大司従三位行神祇権大副大中臣朝臣(花押)(大中臣長量) (祢宜) 祢宜従二位荒木田神主(花押) (他9名)	(宮司) 皇太神宮神主 (祢宜) —	(紙継目裏) 元治二年四月七日 弘(花押)/紙継目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
62	(宮司) 8月18日 (祢宜) 元文2年8月22日	〔大宮司施行状・祢宜施行状〕(荒木田末清、栄爵口宣案伝達につき)	(宮司) 大宮司〔花押)(大中臣長矩) (祢宜) 祢宜正三位行荒木田神主(花押) ほか9名	(宮司) 謹上内三位殿 (祢宜) —	(紙継目裏) 元文二年八月廿二日 氏口(花押)/紙継目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり/祭主下文を欠く
63	元禄2年8月7日	〔内宮庁宣〕(荒木田末辰清、酒作内人補任につき)	大神宮一祢宜正三位行荒木田神主(花押)(荒木田経盛)	(清酒作内人等)	—
64	安政5年12月6日	〔宮司施行状〕(祭主下文の伝達につき)	大司正四位下行神祇権大副大中臣朝臣(花押)(大中臣長量)	(内宮祢宜)	(紙継目裏) 安政五年十二月七日 弘(花押)/紙継目に「内宮政印」の朱印あり/祭主下文を欠く/65号と紙継
65	安政5年12月7日	〔祢宜施行状〕	祢宜従三位荒木田神主(花押)(他5名)	—	(紙継目裏) 安政五年十二月七日 弘(花押)/紙継目に「内宮政印」の朱印あり/64号と紙継
66	明和1年後12月25日	〔祭主下文〕(荒木田尚延、栄爵口宣案伝達につき)	祭主神祇大副大中臣朝臣(花押)(大中臣季忠)	太神宮司	次第施行状を欠く
67	元文2年7月15日	〔祭主下文〕(荒木田末清、内宮権祢宜職補任につき)	祭主従三位行神祇太副大中臣朝臣(花押)(大中臣和忠)	太神宮司	次第施行状を欠く
68	文政12年4月5日	〔祭主下文〕(荒木田末邦、栄爵口宣案伝達につき)	祭主神祇大副大中臣朝臣(花押)(大中臣光忠)	太神宮司	(包紙) 口宣案 権祢宜補任状 荒木田末邦/次第施行状を欠く

番号	年	史料名	作成	宛先	備考
69	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 両宮正遷宮 御代々御しゆゑんねんかうの次第同御神うつし御山口まつりの日時次第
70	宝暦13年8月	添証文之事 (四方境の訂正につき)	百姓中村 佐七 (黒印) / 請合中村 久左衛門 (黒印)	養徳庵様 御納所	—
71	文化3年6月	永代売渡申田地之事	売主中村円光寺家来 岩助印/証人円光寺檀家惣代 大西善右衛門印/坂口友右衛門印/口入人 安八印	宇治養徳寺 御納所	—
72	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 大猷院様御朱印写/家光公
73	弘化4年7月	覚 (照雲寺普請入用金35両請取につき)	照雲寺普請掛り 浦田小左衛門 (印)	山口友右衛門殿	—
74	子 7月10日	御借用申上金子之事 (金1両借用につき)	三谷正之進正富 (花押)	友井内蔵進様	—
75	(下文) 安永2年4月16日 (宮司) 安永2年5月8日 (祢宜) 安永2年5月11日	〔祭主下文并次第施行状〕 (秦吉崇、宮掌大内人職補任につき)	(下文) 祭主正三位行神祇大副大中臣朝臣 (花押) (大中臣季忠) (宮司) 大司從三位行神祇少副大中臣朝臣 (花押) (大中臣長義) (祢宜) 祢宜從二位行荒木田神主 (花押) ほか8名	(下文) 大神宮司 (宮司) (内宮祢宜) (祢宜) —	祭主下文と宮司施行状の継目裏に「巳五月九日」/宮司施行状と祢宜施行状の継目裏に「安永二年五月十二日 (花押)」/施行状の継目、祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
76	文政7年後8月8日	〔宮司施行状〕	大司從三位行神祇少副大中臣朝臣 (花押) (大中臣長祥)	(内宮祢宜)	紙継目に「内宮政印」の朱印あり/祭主下文、祢宜施行状を欠く
77	文政7年9月25日	〔祭主下文〕 (荒木田末彬、栄爵口宣案伝達につき)	祭主神祇権大副大中臣朝臣 (花押) (大中臣光忠)	太神宮司	—
78	(下文) 宝永8年2月23日 (宮司) 2月28日 (祢宜) 宝永8年2月29日	〔祭主下文并次第施行状〕 (荒木田末信、栄爵口宣案伝達につき)	(下文) 祭主神祇大副大中臣朝臣 (花押) (大中臣景忠) (宮司) 大宮司 (花押) (大中臣隆亮) (祢宜) 祢宜正三位荒木田神主 (花押) ほか9名	(下文) 太神宮司 (宮司) 謹上内三位殿	宮司施行状と祢宜施行状の継目裏に花押あり/紙継目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
79	(宮司) 4月15日 (祢宜) 文政12年4月16日	〔宮司施行状・祢宜施行状〕 (荒木田末邦、栄爵口宣案伝達につき)	(宮司) 大宮司 (花押) (大中臣長祥) (祢宜) 祢宜從二位荒木田神主 (花押) ほか8名連署 1名欠	(宮司) 謹上内二位殿 (祢宜) —	(継目裏書) 文政十二〇四月十六日 尚 (花押) /紙継目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり/祭主下文を欠く
80	文政7年閏8月1日	〔祭主下文〕 (荒木田末彬、内宮権祢宜補任につき)	祭主正三位行神祇権大副大中臣朝臣 (花押) (大中臣光忠)	太神宮司	次第施行状を欠く
81	元文2年8月12日	〔祭主下文〕 (荒木田末清、栄爵口宣案伝達につき)	祭主神祇太副大中臣朝臣 (花押) (大中臣和忠)	太神宮司	次第施行状を欠く
82	元禄2年5月21日	〔祭主下文〕 (荒木田末辰、内宮権祢宜補任につき)	祭主正三位行神祇大副大中臣朝臣 (花押) (大中臣景忠)	太神宮司	次第施行状を欠く
83	天保6年1月27日	〔祭主下文・祢宜施行状〕 (荒木田末透、栄爵口宣案伝達につき)	(下文) 祭主神祇大副大中臣朝臣 (花押) (大中臣光忠) (施行状) 祢宜正三位荒木田神主 (花押) ほか8名	“(下文) 太神宮司 (施行状) —”	(継目裏書) 天保六年二月十八日 尚 (花押) /紙継目及び祢宜連書部に「内宮政印」の朱印あり
84	天保5年11月26日	〔祭主下文〕 (荒木田末透、内宮権祢宜補任につき)	祭主從二位行神祇大副大中臣朝臣 (花押) (大中臣光忠)	太神宮司	次第施行状を欠く
85	(下文) 宝永7年10月2日 (宮司) 10月8日 (祢宜) 宝永7年10月9日	〔祭主下文并次第施行状〕 (荒木田末辰、栄爵口宣案伝達につき)	(下文) 祭主神祇大副大中臣朝臣 (花押) (大中臣景忠) (宮司) 大宮司 (花押) (大中臣隆亮) (祢宜) 祢宜正三位荒木田神主 (花押) ほか9名	“(下文) 太神宮司 (宮司) 内一三位殿 (祢宜) —”	宮司施行状と祢宜施行状の継目裏に「宝永七年十月九日 (花押)」/紙継目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
86	(宮司) 10月6日 (祢宜) 文政7年10月7日	〔大宮司施行状・祢宜施行状〕 (荒木田末彬、栄爵口宣案伝達につき)	(宮司) 大宮司 (花押) (大中臣長祥) (祢宜) 祢宜從二位荒木田神主 (花押) ほか8名	“(宮司) 内一三位殿 (祢宜) —”	(継目裏書) 文政七年十月七日 尚 (花押) /紙継目及び祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
87	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 「証書 巻通」
88	9月15日	〔小出普尚書状〕 (御祈禱之御初穂銀子5枚進献につき書状)	小出主税普尚 (花押)	山本大夫様参	—
89	慶応一	奉願上口上 (作業料として銀札200両拝借願につき)	山本大夫印	藺田彦太郎殿	(包紙) 一札/本紙と包紙は別文書
90	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 伊勢内宮御師 山本大夫
91	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 上 円光寺 岩介方へ
92	文化14年10月	永代譲渡申上檀家之事 (武州江戸、町々檀数帳面の通9両にて譲り渡しにの件につき)	口入証人 杉谷儀右衛門 (印) /親類証人 玉木新左衛門/同断 ノ木大夫 (印) /譲り主 近藤九郎大夫 (印)	中川数馬殿	紙継目に印2ヶ所/後半 (左端) 部が93号と符合 (よって93は欠番とする)
93 欠番	—	—	—	—	—
94	後12月28日	〔水口駿河・河合長門連署状〕 (荒木田尚延から末延への改名披露につき書状)	水口駿河明口 (花押) /河合長門口口 (花押)	中川八祢宜殿	—
95	—	〔祭主下文端書、書改るに及ばざるにつき覚書〕	—	—	後欠
96	—	〔連名覚〕	—	—	—

番号	年	史料名	作成	宛先	備考
97	寛永12年7月28日	〔内宮二郷年寄請状案〕（師職への追加条目遵守につき条々）	内宮二郷年寄	—	—
98	寛政9年3月	一札（円光寺の所領田地51両にて養徳寺に譲渡につき）	円光寺（印）	岩助方江	—
99	天明5年10月17日	一札（浦田町惣門前屋敷23両売渡につき）	親類 堤左近（印）/本人 太郎 館大夫（印）/家来証人 浜田新七（印）/同断 八蔵（印）	浦田町 田中新右衛門殿	—
100	（宮司）元禄2年6月7日 （祢宜）元禄2年6月8日	〔宮司施行状・祢宜施行状〕（祭主下文伝達につき）	（宮司）大司從四位下行神祇權少副大中臣朝臣（花押）（大中臣長春） （祢宜）祢宜正三位荒木田神主（花押） ほか9名	（宮司）（内宮祢宜） （祢宜）—	（繼目裏書）元禄二年六月八日（花押）/祭主下文を欠く/紙繼目、祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
101-0	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）權祢宜補任状一通 元末奏 山本末成
101-1	安政2年11月25日	〔祭主下文〕（荒木田末奏、内宮權祢宜職補任につき）	祭主正三位行神祇大副兼伊勢權守大中臣朝臣（花押）（大中臣教忠）	太神宮司	次第施行状を欠く
101-2	（宮司）文政12年3月11日 （祢宜）文政12年3月12日	〔宮司施行状・祢宜施行状〕（祭主下文伝達につき）	“（宮司）大司從三位行神祇少副大中臣朝臣（花押）（大中臣長都）（祢宜）祢宜從二位荒木田神主（花押） ほか8名”	（宮司）（内宮祢宜） （祢宜）—	（繼目裏書）文政十二年三月十二日 尚（花押）/祭主下文を欠く/紙繼目、祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
102	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）山本大夫
103	4月	〔布告の写〕（各「社家」に布告のため、一群にて触頭人選の書付）	神祇事務局	—	（端裏）御書付写
104	安永6年1月11日	〔口宣案写〕（荒木田守貴從五位上）	藏人左少弁兼右衛門權佐藤原	（荒木田守貴）	—
105	享保3年7月11日	〔將軍家朱印状写〕（伊勢国三重郡生桑村の内200石事相違なき旨）	御朱印（徳川吉宗）	（内宮山本大夫）	（端裏）吉宗公
106	延宝6年3月11日	〔祝詞〕（正三位行權中納言源朝臣光貞 將軍家益安寧 嗣君誕生ほかにつき）	—	—	（端裏）紀伊中納言様御参宮之時祝詞
107	寛永10年12月13日	〔將軍家朱印状写〕（伊勢国磯村の内200石加増につき）	御朱印	内宮 周清上人	—
108	慶長8年9月9日	〔徳川家康朱印状写〕（両宮正遷宮施行の件につき）	御朱印（徳川家康）	けいくわう院上人	（端裏）両宮正遷宮權現様御朱印写
109	寛永21年4月5日	〔徳川家光朱印状写〕（両宮正遷宮の事先例にまかせて施行の事につき）	御朱印（徳川家光）	けい光院しゆ長上人	（端裏）両宮正遷宮大猷院様御朱印写
110	安政5年9月	永代御譲渡申屋鋪之事（中之切町東側 間口1丈1尺5寸・奥行10間）	譲り主 杉本卯之助（印）/親類証人 細井定右衛門（印）/同断 舩屋半蔵（印）	山本采女様御内山口莊輔殿	紙繼目裏面に作成者3名の印/本文6行目に修正有 裏面に改正の印（卯之助のもの）
111-0	—	〔包紙〕（口宣案）	—	—	（包紙）伊勢内宮 山本大夫/口宣案二通あり
111-1	宝永7年10月1日	〔口宣案〕（荒木田末辰從五位下）	藏人頭左中弁藤原尚長奉	—	（端裏）口宣案
111-2	元文2年8月12日	〔口宣案〕（荒木田末清從五位下）	藏人右少弁藤原顯道奉	—	（端裏）口宣案
112	天保5年12月11日	〔祢宜施行状〕	祢宜正三位荒木田神主（花押） ほか8名	—	（繼目裏書）天保五年十二月十一日 尚口（花押）/（包紙）口宣案 權祢宜補任状 荒木田末透/祭主下文と宮司施行状欠落/紙繼目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
113	慶長19年12月16日	〔宣旨案〕（直輔親王の宣につき）	中務大輔兼左大史算博士小槻宿祢孝亮奉	—	
114	（宮司）12月21日 （祢宜）安政5年12月22日	〔宮司施行状・祢宜施行状〕（荒木田経立、采爵口宣案伝達につき）	（宮司）大宮司（花押）（大中臣長量） （祢宜）祢宜從三位荒木田神主（花押） ほか5名、4名署名なし	（宮司）謹上内一三位殿 （祢宜）—	（繼目裏書）安政五年十二月二十二日 弘（花押）/紙繼目と祢宜連署連署部分に「内宮政印」の朱印あり
115	明和8年4月4日	〔祭主下文〕（荒木田秀経、内宮權祢宜職補任につき）	祭主從三位行神祇大副藤原朝臣（花押）（大中臣季忠）	太神宮司	（包紙）口宣案 權祢宜補任状 荒木田末固/次第施行状を欠く
116	（宮司）宝永7年1月26日 （祢宜）宝永7年1月26日	〔宮司施行状・祢宜施行状〕（祭主下文伝達につき）	（宮司）大司從五位上行神祇少副大中臣朝臣（花押）（大中臣忠亮） （祢宜）祢宜正三位荒木田神主（花押） ほか9名	（宮司）（内宮祢宜） （祢宜）—	（繼目裏書）十一月廿六日（花押）/祭主下文を欠く/紙繼目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
117	寛政9年3月	此度永代譲り渡シ申高田丸田と申所田地3ヶ所絵図	中村円光寺家来讓主 岩介（印）/証人親類 權左衛門（印）	宇治養徳寺御納所	繼目裏の中央に割印 1ヶ所あり（印主は岩助）
118	寛政1年6月	永代売渡申山之事（宇治領馬淵山通りの上下につき）	売り主宇治 腹巻主膳（印）/家来証人同所 浦田六右衛門（印）/右同断 岡田金左衛門（印）/中使山田河崎町 関岡佐兵衛（印）	山田河崎町 江村伊兵衛殿	繼目裏に割印上下2ヶ所あり（印主は腹巻主膳）
天明5年10月	天明5年10月	取替セ申両境一札（双方立合にて境改めにつき）	屋鋪主 戸田伝兵衛（印）/立会人 大工万治郎	田中新右衛門殿	—
120	—	一札（浦田町毘沙門寺享保中証文を山本縫殿之助殿内済につき一札下書）	誰印/同印	岩田左京殿	—

番号	年	史料名	作成	宛先	備考
121	享保17年6月24日	永代譲申旦家之事（和州郡山町同味間村同阿部田村の旦家）	譲り主 上村儀大夫（印）/証人 十文字外記（印）/家来 八兵衛（印）/同 佐右衛門（印）	中川治部殿	—
122	安政5年4月	借用申金子之事（金20両借用につき）	借用主 太郎豊前（印）/証人 寄子 沢瀉伊織（印）/梅谷尊祐（印）/同断家来 浜田貢（印）/魚住洲輔（印）/浜田再平（印）/龍門久平	山本采女殿	—
123	文化3年10月	売渡申常灯場之事（間口9尺5寸、奥行7尺の常灯場建物売渡につき）	売主 烏帽子茂手尔（印）/家来 請人 金蔵（印）	山口喜兵衛殿	—
124	安政3年7月	借用金証文之事（金3両借用につき）	借用主 車館上総（印）/親類 磯辺縫殿（印）	山本采女殿	—
125	—	〔山本家先祖書控〕	山本誠哉	—	—
126	辛未4月	〔権祢宜正五位荒木田神主末成先祖書控〕	山本末成	—	—
127	—	山本家系	—	—	墓石の所在調査書貼付
128	文化14年10月	借用申金子之事（金30両。紙屋伝兵衛一件で江戸屋敷へ差遣す金子の借用につき）	慶光院殿役人 岡田求馬（印）/小川新十郎（印）/坂口右衛門（印）	山本様御内 山口常右衛門殿/神崎幸右衛門殿	—
129	元文3年10月20日	借用申金子之事（慶光院台所入用につき借用。415両ほか）	慶光院後見 山本主殿/同 泉左助/役人 倉谷太郎左衛門/岡田吉大夫/神谷善大夫/脇村平兵衛/磯村庄屋 善衛門/同 理兵衛	金剛坂 森嶋伝右衛門殿	（奥書）右之利金壹両二候、一ヶ月八分ツ?相添、勘定相立可申候、以上
130	寛政10年9月19日	覚（買得田地減免について御頼申上候口上の草案覚書）	宇治善法寺 永宗印	—	（奥書）中村年寄より内意、去年双方より御届之節、地下役人不吟味之儀有之間、百姓御願分之御書付ニ被成被下候様ことの事ゆえ、右之通相認也
131	寛政9年3月	此度永代譲り渡シ申高田丸田と申所田地三ヶ所絵図（写）	中村円光寺家来譲主 岩助印/証人 親類 権左衛門印	宇治養徳寺御納所	—
132	1月	（養老の典のため、88歳以上で扶特又は死亡の者、毎年正月中に調べ申し出る旨の行政官達しの伝達）	度会府	—	—
133	元文3年12月	永代売渡申田地之事（楠部村飛龍米7斗代御供田売渡につき）	一 宇田村売主 孫左衛門印/同証人 親類 源八印	山本大夫様御家 溝口直右衛門殿	—
134	享和2年9月	永代譲渡檀家之事（京都・大坂の檀家売渡につき）	譲り主 多気久大夫（印）/証人 白鬚左大夫（印）	中川数馬殿	（奥書）右之檀家来ル亥年八月迄二、右本金利足相添譲返可申約束致候事実正也、尤年限中ハ金壹両二付一ヶ月八分宛相極候也、為後日仍而奥書如件
135	文化13年3月	山林屋敷売券（慶光院持分山林屋敷売渡しにつき証文）	慶光院領内 岡田求馬（印）/小川新十郎（印）/坂口友左衛門（印）	山本様御役人中	紙継に岡田・小川・坂口の印あり/右の件承知の旨の泉越中奥書及び「奥書之事」とする申し合わせあり
136	戌12月28日	覚（神領内85石照雲寺収納の樽代金425両請取につき）	照雲寺差配人惣代 山本妥女（印）/金子請取人山本妥米家来 浦田小左衛門（印）	井面四神主殿/藤波五神主殿	山本妥女の（印）は墨で抹消/本文中「請取」に浦田小左衛門の印あり
137	天保15年12月24日	永代御譲申田地之事（浦田町稲荷裏横堀田の田地1ヶ所売渡につき）	山田河崎町譲り主 堀田八兵衛（印）/親類証人 魚住権大夫	山本妥女殿	本文中「明白也」に堀田八兵衛の印あり
138	寛政9年3月	永代譲り渡シ申田地之事（円光寺修覆入用金として3ヶ所の田地売渡につき）	円光寺家来譲り主 岩助（印）/証人 親類 権左衛門（印）	宇治養徳寺御納所	継目に岩助の印有り
139	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）証書書通 山中甚作殿より之書付入
140	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）証書書通
141	文政4年10月	預り申御田別一札之事（楠部沖モミ田マメ田コノモト野奇と申所田地8ヶ所預かりにつき証文）	預り人中村天田 武助（印）/請人同所 元右衛門（印）/口入浦田町 彦八（印）	宇治養徳寺御納所	—
142	8月	〔徳川正三位祈禱願書写〕（正三位殿簾中着帯、神宮への安産御祈禱依頼につき）	徳川正三位殿使者 綾野和一郎	—	—
143	—	覚（材木・米穀・油・薪炭など14品目）	—	—	—
144	未7月	覚（照雲寺普請入用につき金子請願の件）	浦田小左衛門（印）	山口荘輔殿	金額3ヶ所に浦田小左衛門の印あり
145	明治2年9月4日	正遷宮召立文	—	—	（奥書）明治三十二年十一月十六日蘭田敬神主家の蔵書を借り受け、皇大神宮南宿衛屋ニ於て写畢 荒木田末敏（印）
146	明治24年4月	詩稿	山本鴻吉拝草	—	（表紙）伏乞正/本文には朱書きの校正あり
147	—	一札（浦田町毘沙門寺領、田畑証文相違なきにつき、売券等へ質地書入申すまじき旨下書）	—	—	—
148	9月26日	拝借仕候金子之事（金4両、注文の時計仕立て仕入金に差詰り）	時計師 清兵衛（母印）	山本様御門 浦田小左衛門殿/山口直理殿	継目裏に母印あり

番号	年	史料名	作成	宛先	備考
149	貞享2年6月11日	〔徳川綱吉朱印状写〕（伊勢国三重郡生桑村の内200石寄附の件）	御朱印（徳川綱吉）	—	（端裏）綱吉公
150	文久2年10月5日	覚（申合一札は福岡伊豆来た時に預けた旨につき）	—	—	—
151	文政4年10月	預り申御田所一札之事（楠部沖モミ田マメ田コノモト野崎8ヶ所の田地預りにつき、年貢、四方境書上）	預り人中村天田 武助/請人同所 元右衛門/口入浦田町 彦八	宇治養徳寺御納所	—
152	元禄14年2月25日	永代売渡申畠之事（岩井田川原敷畠売渡につき）	蓬萊右兵衛家来売主 六郎兵衛/ 口入証人 宗左衛門	山本縫殿助様御台所 井上理左衛門殿	—
153	—	〔包紙〕	—	—	（包紙）証文書通 照雲寺神領預り
154	12月	（富興行御禁制の件につき通達写）	行政官	—	後欠
155	3月15日	（御親征海軍叡覧の件につき通達写）	—	—	—
156 欠番	—	—	—	—	—
157	1月	（当月17日より諸願伺勝手次第参府につき通達写）	度会府	—	—
158	天明8年暮春	申渡書附	—	—	（表紙裏）田浪主殿頭除役之後松平越中守殿より箇條御書附を以可被仰渡写/作成者の所が切り取られている
159	—	〔山本家屋敷敷地図〕	—	—	—
160	嘉永4年5月	〔山本家屋敷図〕	—	—	—
161	元禄2年閏1月	慶光院由諸書	山本家	—	（表紙）慶光院由諸書、元禄貳年、己閏正月口改/（裏表紙）山本家/（年代）元禄貳年己閏正月改之
162	宝暦9年10月	一札（浦田町毘沙門寺の件につき、山本数馬前証文通り、寺領・修復相違なき旨につき）	岩田左京（印）	友井内蔵進殿/車主鈴殿/山本縫殿之助殿	—
163	天明8年9月10日	覚（用立金5両の書付紛失、以後反古の件につき）	中川和泉（印）	山本城之助殿	—
164	—	（檀所譲り渡し候儀につき）	—	—	前後欠。222文書と継ぐ
165	天保4年1月	借用申金子事（金7両借用につき）	借主 梅谷隼人（印）/請人 梅谷専左衛門（印）	山口友右衛門殿	—
166	—	〔山本家ほか内宮御師家系図〕	—	—	—
167	天保11年6月	預り申金子之事（照雲寺修堂金200両預かりにつき）	預り主 山口友右衛門（印）/親類証人 山口喜兵衛（印）/同断 岩田幸治郎（印）	照雲寺様御差配御惣代欄外記殿/山本妥女殿	（奥書）奥書、当六月御預り申上候上者、来ル十一月二至り、半年分利米相納可申候、以上/継目裏に印あり
168-1	明治28年1月	随感随筆	山本末敏	—	—
168-2	7月10日	（井道春翁書巻送付につき依頼）	はせ川万の助	やま本末敏との	168-1に挟まれていた
169	—	（本文御目見の儀につき覚書）	—	—	—
170	—	〔宇治中之切町往還東側烏帽子茂手木持分屋敷図〕	—	—	烏帽子茂手木持分（黒印）
171	寛政9年3月	一札（円光寺修覆のため寺領3ヶ所を金51両で養徳寺へ譲渡しにつき）	円光寺（印）	岩助方江	—
172	延宝4年3月吉日	永代売渡シ申畠気事（岩井田畠金8両にて売渡につき）	売主 孫福九大夫/使 口惣右衛門書判	山本主殿様	—
173	元治1年4月6日	借用金子之事（金1両2分借用につき）	山中甚作（印）	山本左近殿	—
174	文久1年6月	一札（金3歩借用につき）	蓬萊帯刀（印）/蓬萊監物（印）	山本采女殿	—
175	天保4年12月	覚（阿竹惣兵衛より借用の金100両の利足、猶予願いにつき）	坂口友右衛門（印）/小川清記（印）/岡田栄五郎（印）	山本様御内 山本友右衛門殿	—
176	文久3年7月	（箇条書をもって取引願いの件につき一札）	口入人 井上源五郎（印）/証人 西清兵衛（印）/親類 佐藤吉大夫（印）/本人 山中甚作（印）	山本左近殿	前欠/継目裏に印あり
177	丑12月	記（伊勢暦の代金につき）	富田清大夫	梅谷様 御台所	一筆ごとに「合」の印あり/墨線にて抹消
178	文政1年9月19日	一札（借用金8両、急度返弁につき）	梅谷松大夫（印）	中川数馬殿	印は墨線にて抹消
179	延享口寅	永代売渡申屋舗之事（宇治中之切町屋敷の売渡しにつき）	売主 岡田文後（印）/口口 白子彦右衛門（印）/口入 城八（印）	山本主殿様二而松尾喜右衛門殿/山口友右衛門殿	—
180	元禄9年1月21日	〔回向帳〕（断簡）	弟子 宗寿謹記	—	版木本「三宝及諸天嘉号」の所に「天和二年龍集壬戌春正月日」智積住持比丘僧正泊如運敬敬書とあり
181	—	一札（浦田町毘沙門寺領田畑を売券質地に書入れ申すまじき旨につき下書）	誰/同	車/山/友	—
182	—	山本家系	—	—	—

番号	年	史料名	作成	宛先	備考
183	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 証文
184	安永2年10月	一札(地面13坪8分新たに借用につき)	浦田町 田中新右衛門後家(印)	太郎館様御内 浜田吉大夫殿	—
185	—	(北村への貸金10両、和泉に関わりなき件につき覚書)	—	—	—
186	天保12年11月	預り申金子之事(照雲寺修堂金200両預かりにつき)	預り主 山口亘理/親類 岸田幸治郎	照雲寺様御差配御総代 山本采女殿/桐土佐殿	167号文書とほぼ同文
187	3月	(奸商共異邦へ輸出の件速かに海内に布告のこと)	太政官	—	前欠
188	—	〔回文断簡〕	—	上野右衛門様/山本右近様/岡田帯刀様/太郎主殿様/太郎館典主様/中林左門様/梅谷外記様	前欠/山本左近以下に合点あり/193号文書より続く
189	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 各様 百番 上野主税 使者へ十二文つゝ御渡し可被下
190	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 預り手形寄通 中村武助
191	—	〔断簡〕	—	—	「御書付写」のみ
192	—	〔書付写〕(東山道では官軍勝利、東海道では未定の通知)	—	—	(端裏) 御書付写/後欠
193	4月21日	(会合所よりの御達書9通回文につき)	山本玄番	刀祢弾正様/上野主税様	後欠/188号文書に続く
194	3月15日	(海軍出帆、御出陣につき出格勉強あるべきにつき)	—	—	前欠
195	—	(五畿七道其他諸道通行の節、役人の悪行なきよう通達)	—	—	後欠
196	—	申合証文之事(質物差送りにつき申し合わせの箇条)	—	—	継目に印あり/後欠
197	寛政9年3月	永代譲り渡申田地之事(円光寺修覆金入用につき、金51両にて田地売渡)	円光寺家来譲り主 岩助印/証人 親類 権左衛門印	宇治養徳寺御納所	—
198	寛永12年9月28日	〔徳川頼宣寄進状写〕(安芸郡久知野村内高100石を後供田所として)	従二位行権大納言 源頼宣(花押影)	伊勢内宮 慶光院	—
199	—	〔書付写〕(1文を鑑銭6文との定につき)	—	—	(端裏) 御書付写/後欠
200	(享保7か8年頃)	六歌仙筆者目録	—	—	—
201	(寛文8年)	色紙出来也	—	—	和歌筆者目録
202	—	〔貼紙〕	—	—	玉木新左衛門事、此節他行仕罷在候間、帰宅之上印形可仕候、以上
203	いぬノ9月22日	請取申金子之事(家売金4両1歩・はかき8匁請取につき)	杉館藤太夫(印)	こりば勘右衛門まいる	—
204	—	〔貼紙〕	—	—	澄明院様御朱印写
205	嘉永1年5月2日	有栖川宮江 岸君御方 御入興御行列書	—	—	—
206	文政6年3月上旬	服假令鈔(服喪規定)	山本末儀	—	(年代) 文政六癸未年三月上旬写之
207	酉12月	覚(御指貫一腰ほか購入の件につき)	高田出雲(印)	山本様御用 山口常右衛門様/神崎幸右衛門様	(別筆) 右樋二落手仕候、已上
208	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 一札 円光寺 岩介方へ
209	嘉永6年4月	〔包紙〕	—	—	(包紙) 上 嘉永六癸丑年四月 建国寺山之内槇尾山谷間之田所拾壹ヶ所納米五斗也、右泉州岸和田池之尻大御供講より相納候、金程之内二而相求メ置候事
210	5月19日	〔脇坂安宅書状〕(献上の御祈禱御祓大麻并熨斗鮑披露につき)	脇中務 安宅(花押)	山本大夫	—
211	4月	(陪臣達の随従者に悪事ある時は出訴致す件につき通達)	—	—	前欠
212	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 上
213	—	口達(五歳以上人別改めの事)	—	—	後欠
214-1	享保5年4月	〔付箋〕(紀州様御参宮御祝儀受取書)	—	—	—
214-2	子(享保5)4月28日	覚(紀州様御参宮の節、月読宮銀1枚・伊弉諾宮白銀1枚受取につき報告)	月読宮・伊弉諾宮内人役人尾崎多門名代 菊田半左衛門(印)/右同役人西井藤内名代 同重計(印)	山本大夫様御役人中	214は綴られている
214-3	子(享保5)4月29日	覚(紀州様御参宮として風宮へ散銭料白銀1枚受取につき報告)	添伝使(印)	山本大夫様御当番中	—

番号	年	史料名	作成	宛先	備考
214-4	子(享保5)4月25日	覚(紀州様御参宮祝儀に白銀3枚受取につき報告)	宮川船請所 長三郎(印)/庄次郎(印)/太次兵衛(印)/甚左衛門(印)/市助(印)	山本大夫様御当番中	—
214-5	子(享保5)4月28日	覚(紀州様御参宮につき、本宮へ御散銭料白金10枚受取につき報告)	内宮宮奉行会所 泉蔵人(印)	山本大夫殿	—
214-6	子(享保5)4月28日	覚(紀州中納言様御参宮祝儀の白銀2枚受取につき報告)	内宮家司太夫(印)	山本大夫殿	(印文) 正誠
214-7	子(享保5)4月晦日	覚(紀伊国様御参宮祝儀の白銀2枚受取につき報告)	宮川両宮船目付(印)	山本大夫様御当番中	(印文) 宮川
214-8	子(享保5)4月28日	覚(紀伊国様御参宮祝儀の鳥目1貫文受取につき報告)	御垣役人 浜田吉大夫(印)(印文: 永福)/同断 藤田八郎兵衛(印)	山本大夫様御当番中	浜田吉大夫の印文「永福」
214-9	子(享保5)4月29日	覚(紀伊国様御参宮、荒祭宮へ散銭料白銀1枚受取につき報告)	江見彦之丞(印)	山本大夫様御当番中	—
214-10	子(享保5)4月28日	覚(紀伊国様御参宮、八十末社へ散銭料鳥目3貫文受取につき報告)	八十末社年寄 柳田賀大夫(印)/岡田藤右衛門(印)	山本大夫様御当番中	—
214-11	子(享保5)4月28日	覚(紀伊国様御参宮祝儀の鳥目1貫文受取につき報告)	大麻役人 中川小右衛門(印)	山本大夫様御当番中	—
214-12	子(享保5)4月29日	覚(紀伊国様御参宮、子良殿へ散銭料白銀1枚受取につき報告)	大子良殿当番 原左京(印)	山本大夫殿	—
214-13	子(享保5)4月28日	覚(紀州中納言様御参宮につき、年寄中・役人への祝儀受取につき報告)	会合役人 上野清助(印)	山本采女様	—
215-0	享保12年6月22日	〔包紙〕	—	—	(包紙) 享保十二丁未六月廿二日辰ノ刻御 参内、周奥上人成御 参内目錄三通入
215-1	—	上人号御礼目錄(法皇様・女中様・小取次宛て)	勢州慶光院周奥	—	写し
215-2	—	上人号御礼目錄	勢州慶光院周奥	—	215-1文書と同文/写し
215-3	—	上人号御礼目錄(禁裏様・上臈御局様ほか宛て)	勢州慶光院周奥	—	写し
216	宝暦9年10月	一札(浦田町毘沙門寺の儀、享保年中の証文通り修復、寺領相違なきことにつき)	山本数馬(印)/同 式部(印)	友井内蔵之進殿/車主鈴殿/山本縫殿之助殿	—
217	宝暦13年8月	添証文之事(先年差し上げの百姓手形四方境の修正につき)	百姓中村 佐七印/請合中村 久左衛門印	養徳庵様 御納所	—
218	安政3年7月	一札(金3両借用につき)	蓬来監物(印)/証人 河村八郎(印)	山本采女殿	本文「実正」の部分に蓬来監物の印あり
219	延宝4年8月24日	〔慶光院周貞上人辞世〕	(周貞)	—	(奥書) 延宝四年辰八月廿四日 前慶光院周貞上人辞世 自筆
220	明和9年4月	永代売渡申家屋敷土蔵之事(中之切町東側、金51両にて売渡につき)	売り主 勘右衛門(印)/証人 長兵衛(印)/口入 孫左衛門(印)	岡田安記殿	—
221	元禄2年7月下旬	古筆一包之内十六枚切目録(相改め一包に封印につき)	—	—	—
222	—	申合一札(和泉国堺・岸和田・紀伊国町村々檀所譲りにつき家名切替など申合せ々々)	借主 一印/親類請人 三人印/家来 三人印	一般	中欠。164文書と継ぐ
223	文政3年7月	上総国天羽郡御檀家帳	内宮一頭 桐千大夫	—	—
224	嘉永7年8月	借用申金子之事(玉串大夫・土屋大夫より譲り受けの旦所を引当に金15両借用につき)	桐土佐(印)/太郎石見(印)/山村山平	山本七大夫殿	—
225	9月18日	〔植村家長書状〕(公方様内府様若君様への御祈禱執行、献上品に対する返礼につき書状)	植駿河守家長(花押)	山本大夫殿	(裏書) 古証文 古書長持二納へし
226	安政5年9月	借地証文之事(屋敷立退き3ヶ年猶予の件につき)	借主 杉本卯之助(印)/請人 細井定右衛門(印)/同 舩屋半蔵(印)	山本采女様御内山口荘輔殿	継目裏に印3ヶ所あり
227	8月18日	(梅谷勝大夫の相続につき、本家梅谷左近より差遣わしの文書回覧につき回文)	山本玄蕃	刀祢弾正様/上野主税様/上野右衛門様/山本左近様/太郎主殿様/岡田主水様/中村左門様/柳直江様/布谷図書様	各宛てに合点あり
228	嘉永2年9月12日	御請(御遷宮時の参宮料として金5両受取につき請書)	子富源大夫(印)	山本様御番所 御使善蔵様	—
229	午9月22日	覚(船江与四郎への年貢代を取次に渡す件につき覚書)	—	—	—
230	—	一札(岩田左京出訴の浦田町毘沙門寺の儀、内済につき、寺領等相違なき旨)	山本数馬印/同 式部印	友井内蔵進殿/車主鈴殿/山本縫殿之助殿	(端裏) 此証文二付口口より受取出入内済候也
231	酉1月	目録(末清養子末延の祭主聞届けの書付)	尚有改(印)		
232	文化14年11月29日	口上覚(金子8両借用につき、檀家帳引渡し猶予願いにつき)	梅谷利大夫(印)	中川数馬	
233	享保13年4月5日	覚(金子1歩と14匁請取につき)	井面内膳(印)	清五郎	(端裏) 是ハ残り代也
234	明和9年10月	差上申一札(借用地増地につき年貢金等取決めにつき)	田中新右衛門 後家(印)	太郎館様御内 浜田吉太夫殿/同 長兵衛殿	—

番号	年	史料名	作成	宛先	備考
235	—	〔包紙〕	—	—	(包紙) 船江与四兵衛へ年貢代渡し候書付 中村半左衛門取次/229文書の包紙か
236	14日	(末家格の小川勝馬を仲間連名に加える儀は断りたきにつき下書)	—	—	—
237	文政7年後8月9日	〔祢宜施行状〕	祢宜荒木田神主(花押) ほか8名	—	(継目裏) 文政七年後八月九日(花押)/紙継目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり/祭主下文・宮司施行状を欠く
238	慶長2年11月吉日	永代売渡申畠之事(岩井田中切の畠売渡につき)	うりぬし 中村とき与五衛門尉家久(花押)/口入 甚四郎/同 孫三郎	たち 新丞殿様参	—
239	—	山本系譜	—	—	—
240	寛文7年5月29日	(上使式部大夫御迎、参宮次第覚書)	—	—	6月1日付、上使御迎次第の覚書が追記されている
241	寛文6年6月2日	(寛文6年3月16日に將軍家御師役仰せ付けられ5月に祈禱執行につき、三重郡生桑村200石の所当物成相渡さるようお願いにつき)	竹内八兵衛/設楽七左衛門/長谷川久兵衛	佐野平兵衛殿	(包書) 由諸書 内宮御師 山本大夫
242	嘉永6年4月	永代御譲り申上御代田所之事(開発の浦田町建國寺山の内、椿尾山北方谷の田地の譲渡金受取につき)	譲り主 今左家町八番組 重助(印)/親類証人 同所十番組 久吉(印)/同証人 中之切町五番組 栄蔵(印)	山本采女殿 御役人中	紙継目に黒印
243	享保20年11月3日	〔口宣案〕(荒木田末範正五位下)	蔵人右中弁藤原規長奉	(荒木田末範)	(端裏) 口宣案
244	“(祭主) 宝永7年10月1日(宮司) 宝永7年10月3日(祢宜) 宝永7年10月3日”	〔祭主下文并次第施行状〕(荒木田末辰、内宮権祢宜補任につき)	“(祭主) 祭主從二位行神祇大副大中臣朝臣(花押)(大中臣景忠)(宮司) 大司從五位上行神祇少副大中臣朝臣(花押)(大中臣隆亮)(祢宜) 祢宜正三位荒木田神主(花押) ほか9名”	“(祭主) 太神宮司(宮司)(内宮祢宜)(祢宜) —”	(端裏) 末辰本職/(施行状継目裏) 十一月廿六日(花押)/紙継目と祢宜連署部分に「内宮政印」の朱印あり
245	文化3年7月	永代売渡申土蔵納屋地面之事(中之切町東側、金18両)	売主 鳥帽子茂手木(印)/証人 岡田吉大夫(印)/口入 金蔵(印)	山口友右衛門殿	岡田吉大夫の印文「永隆」
246	—	山本大夫系譜	—	—	—
247	—	諸家系譜	—	—	—
248	—	〔神宝裂貼込帳〕	—	—	—
249	文政10年閏6月	〔慶光院修理図〕(百分一図)	—	—	御修復掛り役人 岡田求馬・小川新十郎・倉谷甚左衛門・小川梶助、大工棟梁 野村仲八

資料 解説

当館が所蔵する『山本家文書』は、内宮の御師であるとともに、内宮の門前宇治の自治を組織する宇治会合年寄家の筆頭でもあった山本大夫家に伝来した資料群である。『三重県史』の編さん過程において購入、収集されたもので、平成三〇年度に『三重県史』の編さん事業が終了したことに伴い、当館に移管された。

山本大夫は、御師制度が廃絶される直前の明治二・三年頃の状況を示すと評価されている『旧師職総人名其他取調帳』（皇學館大學史料編纂所編資料叢書第一輯『神宮御師資料 内宮篇』皇學館大學出版部、一九八〇）によると、武蔵・美濃・近江・伊勢・摂津など一六か国に檀所を有しており、配札総数は六九三二戸であった。この檀家数は、神宮御師としては決して多いものではなかったが、山本大夫は、外宮御師の春木大夫とともに徳川將軍家を檀家とする「御公儀御師職」として、寛文九年（一六六九）には伊勢国三重郡生桑（四日市市生桑町）で二〇〇石を寄進されており（42）、家格も高かったことが知られている。また、近衛家や九条家などの公家や、伊勢藤堂家などの大名家も多数檀家としており、有数の神宮御師家のひとつであった。

屋敷は宇治中之切、旧慶光院の筋向いで、現在神宮道場のあるところに位置していた。嘉永四年（一八五二）五月の屋敷図（160）によると、総坪数約三六四坪にも及ぶ広大な屋敷であったことがわかる。参宮道に面した長屋門から玄関に至る「庭」の周辺には、「馬屋」や「供待」の建物が設けられ、屋敷の東奥には「上段」と注記される六畳間がある。また屋敷地の南側には、玄関奥の板間から渡廊下でつながる、六八畳もの大広間を備えた別棟の神樂殿まで設けられているなど、將軍家はもちろん、多くの公家や大名家を檀家とする山本大夫家の屋敷らしい特徴がみられる。

次に山本大夫家の特徴として注目されるのは、慶光院との関りである。『山本系譜』（239）などによると、歴代慶光院主のうち、清順・周養・周宝・周長・周貞・周奥を山本氏の出自としている。しかし、清順については、系譜によつては山本義里の兄弟、あるいはその孫とするなど一定しない。清順の出自については紀伊国熊野の可能性が高いことが指摘されている（『伊勢市史』第二卷中世編、伊勢市、二〇一一）ことから、山本氏出自説は誤伝とみてよい。或いは、山本氏から慶光院主となることが慣例化する中で創作されたものとも考えられよう。

『山本家文書』は、『神宝裂貼込帳』(248)を含め二九四点の文書・簿冊からなる。有年で最も年紀の古いものは天文十七年(一五八四)の筒や堪五郎屋敷売券(55)で、最も新しいのは明治二十八年(一八九五)の『随感随筆』(168)と年代的には幅広いが、文書群のほとんどは近世期の資料で占められている。そのなかでまず目につくのが、口宣案や祭主下文、祢宜施行状などの叙爵・補任関係文書である。

山本氏は祖を清和源氏とすることから、本来は神宮神主家に系譜を持たないいわゆる異姓家である。しかし歴代の当主は、いずれも内宮神主家の荒木田姓で権祢宜に補任されるとともに叙爵されており、家格の高さとともに、「一代権祢宜家」として擬制的な内宮祢宜家系となっていたことがうかがえる。また、天正十三年(一五八五)十二月六日付け慶光院周養上人宛ての宣旨案(42)や、慶長八年(一六〇三)九月九日付け慶光院上人宛て徳川家康朱印状写(30)など、慶光院関係資料が多く含まれていることも注目すべき特徴である。特に、周貞上人自筆の辞世句(219)の存在は、慶光院主を多く輩出した山本氏ならではのと言える。

反面、内宮御師山本大夫としての資料は意外に少ない。檀家の譲渡についての文書は二通。いずれも「中川数馬」宛ての文化十四年(一八一七)の武州江戸の檀家譲状(92)と、享和二年(一八〇二)の京都・大坂の檀家譲状(132)である。中川数馬は、安政二年(一八五五)の「伊勢内宮御師附」(前掲『神宮御師資料 内宮篇』)にある「神宮家 正五位中川数馬」と同一で、山本家十二代の末固が中川数馬経充の嫡男である(246)ことから譲渡されたものと推察される。そのほかとしては、御師として重要な記録である檀家帳も『上総国天羽郡御檀家帳』(223)のみとなっている。

伊勢神宮御師家の家伝資料は、最盛期には内外両宮あわせて八〇〇家近くあった御師家の数に比べ、相対的に決して多くないという現状がある。特に内宮御師家の資料は少なく、まとまった家伝資料となると更に限られたものとなっている。そうした御師関係資料の現状をふまえ、今回紹介した内宮御師山本大夫家の資料が、今後の御師研究の一助となれば幸いである。

あとがき

本冊では今回、当館が所蔵する内宮御師山本大夫家の家伝資料である『山本家文書』の資料目録と、主要資料について翻刻掲載しました。ただし、紙数の関係や図版の関係上でどうしても掲載できなかった資料のありますこと、ご理解いただきますようお願いいたします。

『山本家文書』は、三重県史の編さん事業を推進している中で購入、収集したものです。三重県史の刊行が完了した後に当館に移管され、改めて整理を行いました。今回目録に掲載した資料につきましては、事前の予約が必要ですが、原則当館の資料閲覧室で実物を閲覧していただくことが可能です。神宮御師の研究資料として、あるいは地域史・郷土史の学習などにご活用いただければと思います。

資料叢書では今後とも、当館が所蔵する資料を中心に、三重県の自然や歴史・文化・民俗にかかわる資料について掲載し、ご紹介していく予定です。ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

三重県総合博物館資料叢書 No. 10

令和六（二〇二四）年三月十五日発行

編集 三重県総合博物館

発行 津市一身田上津部田三〇六〇

電話 〇五九（三三八）二三八三

FAX 〇五九（三三九）八三二〇

印刷 共立印刷株式会社

津市安濃町今徳西前野九〇一

電話 〇五九（二六八）四一一一

MieMu | みえむ |